

平成26年第1回定例会

一宮町議会会議録

平成26年3月4日 開会

平成26年3月12日 閉会

一宮町議会

平成26年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議会運営委員会委員長の報告	7
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
町長の施政方針	8
一般質問	17
小安博之君	18
藤乗一由君	21
鵜野澤一夫君	35
袴田忍君	40
鶴岡巖君	44
畑場博敏君	57
志田延子君	67
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	75

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第 18 号～議案第 22 号の上程、説明、委員会付託	97
休会の件	100
散会の宣告	101

第 2 号 (3月12日)

出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	103
職務のため出席した事務局職員	103
議事日程	103
開議の宣告	105
議事日程の報告	105
議案第 18 号～議案第 22 号の委員長報告、質疑、討論、採決	105
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
閉会の宣告	126
署名議員	127

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 4 日 （ 火 ）

平成26年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成26年3月4日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	杵場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務課長	渡邊幸男
住民課長	牧野一弥	福祉健康課長	高師一雄
都市環境課長	小関義明	産業観光課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計管理者	森田明美
教育課長	田邊勝美		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

- 日程第六 議案第 1 号 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会
設置条例の制定について
- 日程第七 議案第 2 号 一宮町民生委員推薦会条例の制定について
- 日程第八 議案第 3 号 一宮町障害者施策推進協議会設置条例の制定について
- 日程第九 議案第 4 号 一宮町ウミガメ保護条例の制定について
- 日程第十 議案第 5 号 魅力ある海岸づくり基金条例の制定について
- 日程第十一 議案第 6 号 一宮町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第十二 議案第 7 号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等
の一部を改正する条例について
- 日程第十三 議案第 8 号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第十四 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第 10 号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第十六 議案第 11 号 平成 25 年度一宮町一般会計補正予算（第 6 次）議定につい
て
- 日程第十七 議案第 12 号 平成 25 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
4 次）議定について
- 日程第十八 議案第 13 号 平成 25 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）議
定について
- 日程第十九 議案第 14 号 平成 25 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
次）議定について
- 日程第二十 議案第 15 号 平成 25 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1 次）議定について
- 日程第二十一 議案第 16 号 町道路線の廃止について
- 日程第二十二 議案第 17 号 町道路線の変更について
- 日程第二十三 議案第 18 号 平成 26 年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十四 議案第 19 号 平成 26 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につ
いて

日程第二十五 議案第 20 号 平成 26 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

日程第二十六 議案第 21 号 平成 26 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第二十七 議案第 22 号 平成 26 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について

日程第二十八 休会の件

◎表彰の伝達

○議長（森 佐衛君） 皆さん、おはようございます。

3月になりましたが、まだまだ寒い中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

会議に入る前に、皆さんにお知らせいたします。

去る2月6日付で全国町村議会議長より町村議会議員の自治功労表彰が行われ、本町から鶴岡 巖副議長、中村新一郎議員、秦 重悦議員、島崎保幸議員、室川常夫議員、高梨邦俊議員、そして私の7名が自治功労表彰を受けました。

ただいまから、このはえある表彰の伝達式をとり行います。

なお、進行は事務局長に行かせます。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、議長の命によりまして進行させていただきます。

この表彰は、町村議会議員として長年にわたり、地域の振興・発展に功績のありました議員に贈呈されるものでございます。

最初に、15年以上の皆様から表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、呼ばれましたら、前のほうにお願いいたします。

15番、鶴岡 巖副議長。13番、中村新一郎議員。12番、秦 重悦議員。11番、島崎保幸議員。10番、室川常夫議員。9番、高梨邦俊議員。

○議長（森 佐衛君） 表彰状。千葉県一宮町、鶴岡 巖殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月6日。

全国町村議会議長会会長 蓬 清二。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、中村新一郎殿。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、秦 重悦殿。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、島崎保幸殿。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、室川常夫殿。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、高梨邦俊殿。

以下同文です。

おめでとうございます。（拍手）

- 議会事務局長（諸岡 昇君） 受賞されました皆様、いましばらくそのままお待ちいただきたいと思います。

続きまして、27年以上の表彰に移ります。

森 佐衛議長、前のほうにお願いします。

- 副議長（鶴岡 巖君） 表彰状。千葉県一宮町、森 佐衛殿。

あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表します。

平成26年2月6日。

全国町村議会議長会会長 蓬 清二。

おめでとうございます。（拍手）

- 議会事務局長（諸岡 昇君） おめでとうございます。

それでは、向きを変えていただきまして、受賞されました皆様から一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。森議長のほうから順番に。

- 議長（森 佐衛君） では、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、このような賞をいただき光栄に存じます。

私、顧みますと、現在の玉川町長含め、4人の町長とともに歩んできました。

今後でございますが、私、体力、気力、まだまだ十分でありまして、私を必要とする方も多々おります観点から、微力ながら今後も町政の発展に寄与したいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

- 副議長（鶴岡 巖君） おはようございます。

本日、はえある自治功労賞をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、森議長もお話しされましたように、この表彰を機会に、新たに頑張れということだと思しますので、引き続いて全力で頑張りたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○13番（中村新一郎君） 中村です。

このたび、このように大変重みのある表彰をいただきまして、本当にありがとうございます。これもまた、諸先輩議員、そしてまた同僚議員、あるいは町の管理職の皆さんのご支援のもとにやってまいりましたけれども、初当選以来15年、あっという間の15年でした。その間、いろいろ皆さんの支援をいただきながら、ここまでやってまいりました。一宮町のため、そしてまた住民福祉のためにということやってまいりましたけれども、そうは言っても本当にそうであったのかなど、じくじすることもあります。

今後、この表彰を機会に、さらなる住民福祉のために頑張りたいというふうに思います。本日はどうもありがとうございました。（拍手）

○12番（秦 重悦君） きょうは本当にすばらしい賞をいただきまして、本当にありがとうございます。これも、執行部の皆さんを初め、そして議員の皆さん、そして多くの皆さんのおかげであります。心から感謝とお礼を申し上げる所存でございます。

本当にきょうはありがとうございました。（拍手）

○11番（島崎保幸君） 島崎でございます。

このたびの受賞は、私にとりましても本当に光栄なことであり、また喜んでいるところでございます。これもひとえに私を支援してくださった方々、そしてまた、関係各位のおかげであると考えております。

今後は、ますますこれを契機として、より努力してまいりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○10番（室川常夫君） 室川です。

今回は本当にありがとうございます。私も15年間たったわけですがけれども、ただ、まだ足りないと思いますけれども、町民のため、また私自身農業者ですので、農業振興に頑張っていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

きょうはどうもありがとうございました。（拍手）

○9番（高梨邦俊君） 高梨です。

早いもので16年たちました。また、これからも任期を全うするために、一生懸命頑張りたいと思しますので、よろしく願いいたします。

本当にありがとうございます。（拍手）

○議会事務局長（諸岡 昇君） ありがとうございます。

それこそ、はえある賞を受賞されました皆様、まことにおめでとうございました。心からお祝い申し上げます。

以上で伝達式を終了いたしますが、最後に皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

開会 午前 9時04分

◎開会の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまから平成26年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（森 佐衛君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君、お願いいたします。

○議会運営委員長（中村新一郎君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されたものは、町長の施政方針を始めとし、条例の制定5件、条例の一部改正5件、各会計補正予算5件、町道路線の廃止・変更のほか、新年度の予算議定5件であります。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

なお、新年度予算は、各常任委員会へ付託をして審議をしまいたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については3月4日、本日から12日の9日間といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 佐衛君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定において、議長において指名いたします。

2番、鶴沢一男君、3番、小安博之君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（森 佐衛君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から12日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 佐衛君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（森 佐衛君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成26年第1回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、常日ごろ議員の各位並びに町民の皆様方には、町政の執行に当たり温かいご支援とご協力をいただき、おかげをもちまして平成25年度に計画いたしました各種事業も順調に進展いたしておりますことを心からお礼を申し上げる次第でございます。

本年、最初の定例会でございます。ことしもよろしくお願いいたします。

さて、我が国経済は、アベノミクスの効果により、大企業を中心に業績が回復していることでございますが、全国津々浦々まで景気回復の恩恵にあずかれるという段階には、まだまだというのが実感でございます。今後は、個人の賃金や所得の上昇と雇用の拡大により、景気回復が本格化し、着実に地方に広がることを期待するものでございます。

また、去年は、全国各地で台風や豪雨による土砂災害、竜巻被害などの自然災害がたびたび発生し、とりわけ台風26号による豪雨災害、先月の大雪は県内にも大きな被害をもたらしました。加えて、首都直下型地震など、大規模災害への備えも急務になっております。

さらに、急速に進む高齢化により膨らみ続ける社会保障費を賄うため、本年4月から消費税の引き上げも始まります。こうした変化の中にあって、住民福祉の向上のため、さまざまな行政サービスを安定的に提供することはもとより、魅力あるまちづくりを積極的に進める必要があります。

町といたしましては、どのような社会経済状況下におきましても、課題や問題解決に向け、引き続き適時適切に対処してまいり所存でありますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日は、平成26年度の一般会計及び特別会計の予算案を始め、条例の制定、条例の一部改正、町道路線の廃止・変更、平成25年度の一般会計ほか特別会計の補正予算案、22の案件を提案いたしました。ご審議をいただくに当たり、各種施策と施政方針につきまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、平成26年度の予算について申し上げます。

一般会計総額は40億9,300万円で、平成25年度に比べ2億7,400万円の減少になりました。

予算編成に当たっては、子供からお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに配

慮するとともに、健全な財政運営を図るため、平成24年度以来、2年ぶりとなる財政調整基金に頼ることのない予算編成を目指しました。

しかし、役場新庁舎での業務開始に向けた外構の整備や旧庁舎の解体事業に加え、右肩上がりで増加を続けておる社会保障経費、GSSセンターと振武館の利用者の安全を考慮した天井落下対策事業、その他中央ポンプ場を初めとする各種公共施設の老朽化対策事業などが加わり、2年連続で財政調整基金を取り崩すといった非常に厳しい予算編成になりました。

次に、特別会計ですが、4会計の総額は27億2,572万6,000円で、前年度に比べ9,195万6,000円の増加になりました。これは、国民健康保険における医療費の増加や介護保険における各種介護給付費の増加などが要因となり、特別会計全体で増加になったものです。

今後も、社会保障経費や公債費など、削減不可能な経費の動向に細心の注意を払うとともに、徹底した経費節減に取り組み、健全な財政運営の維持に努めてまいります。

次に、防災関係ですが、災害に強いまちづくりの推進を図るため、引き続き自主防災組織設置補助金及び救命胴衣の購入助成金を行ってまいります。

震災から3年以上が経過いたしました。自然災害の怖さを忘れることのないよう、訓練等を通じ、周知啓発を図ってまいります。

次に、新庁舎の建設につきましては、ことしの3月末には私の公約の一つであります新庁舎が完成し、連休明けの5月7日より業務を開始いたします。業務開始に先立ち、4月13日には、一般公開とあわせた内覧会のイベントを行う予定です。

新庁舎は、鉄筋コンクリート4階建て、耐震性や防災機能を強化し、災害対策本部や津波いっとき避難所になるなど、町民の皆様の安心・安全を支えていくことはもちろん、LEDの照明や太陽光発電パネルなどの省エネの環境、車椅子の対応エレベーターや多機能トイレなど、バリアフリーにも配慮して建設を進めてまいりました。

現庁舎につきましては、引っ越し後に解体し、跡地に駐車場や倉庫を設置いたします。

解体と外構工事は、平成26年10月ごろの完成を予定しており、完成までの間は北側の正面玄関からの通行ができないため、新庁舎南側から出入りしていただくこととなります。

新庁舎の完成をさらなる町民サービス向上のチャンスと捉え、町民の皆様方にご満足いただける行政サービスを提供できるよう、より一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一宮荘跡地の一宮海岸広場ですが、夏季観光シーズン終了後に整備を開始する予定です。

内容としては、植栽、芝張り、憩いの場となるベンチ、遊具の設置など、子供から老人まで多くの方が使用できる多目的な広場として整備いたします。これに伴い、平成26年度予算として、整備工事費として3,000万円を計上しており、大塚実海と緑の基金を活用し、自然環境と調和した整備を推進してまいります。

次に、住民課関係について申し上げます。

千葉県では、現在パスポートの交付事務を県内11カ所の出先事務所等で実施しておりますが、この交付事務を平成27年度から市町村に権限移譲する予定であるため、平成26年度はその準備に入ります。

次に、国民健康保険事業でございますが、少子高齢化や医療技術の高度化に伴い、医療費が増大する一方、また無職者や低所得者の増加等により保険税負担が低下し、運営は非常に厳しい状況に置かれております。

このような中で、保険給付費については、医療費の動向、国、県の交付金等を考慮し、前年度比やや増で計上しております。

また、40歳から74歳までの方に実施しております特定健康診査事業及び特定保健指導事業につきましては、国民健康保険加入者の皆様に生活習慣病の予防と早期発見のため、一人でも多くの方に検査していただけるよう、対象者全員に貧血検査や腎臓の機能低下をチェックする血清クレアチニン検査を引き続き平成26年度も実施し、腎臓病等の予防と透析患者の増加を食い止めたいと考えております。

また、新たに尿酸の検査を追加します。尿酸値の高い人は、痛風だけではなく、狭心症や心筋梗塞などの心臓病にも注意が必要と言われております。生活習慣病の早期発見により、町民の健康を守り、今後の医療費の削減に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度ですが、保険料率は国から示された医療給付費等の伸び率や県内の被保険者数の増加をもとに算定され、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定していますので、今後も引き続き国、県の動向に注視し、被保険者の方に支障のないよう周知や窓口の対応を図ってまいります。

国民年金につきましては、平成26年4月から2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める2年前納制が始まります。現行は口座振替で前納できる期間は最長1年間で、割引の額は年3,780円でしたが、2年前納をご利用いただくと、毎月納付する場合に比べ、2年間では約1万4,800円程度の割引になりますので、ぜひご利用ください。

次に、福祉関係ですが、子ども・子育て関連3法に基づき、子育て環境の整備を図るため、

子ども・子育て会議において、平成27年度から5年間の子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。

また、昨年10月に子ども・子育て会議からの報告書を受け、町では保育所整備基本計画策定委員会を立ち上げ、検討を重ねており、今後計画を策定し保育所の整備を進めていきたいと考えております。ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、消費税率が8%に引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給いたします。また、子育て家庭への影響を考慮した子育て世帯臨時特例給付金の支給もあわせて実施いたします。

現在、国からの説明会が数回にわたり開催されているところで、国からの指導に従い、住民の皆様方に周知し実施してまいります。

次に、健康関係事業ですが、町民の皆様様の健康の維持増進と病気の早期発見による重篤化の予防、さらには健康寿命の延伸を念頭に置き、健診受診率及び内容の向上を目標に、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業を実施いたします。

平成25年度、がん検診を土曜日に実施したところ、働く女性が受診しやすくなり、予約を多くいただき受診率が向上したことから、平成26年度は特定健康診査も土曜日に受診できる体制を整えます。検査項目についても尿酸を追加し、心電図及び眼底検査の受診割合をふやし、より充実した健康診査内容を目指します。

また、母子保健事業においては、公費で受診できる乳児健診を現在の2回から3回にふやします。乳児期の発達を医療機関で確認し、それに伴う適切な対応がなされることによって子育ての不安を取り除くとともに、経済的な支援を含めた育児支援をいたします。

医療費の助成については、平成25年度8月から高校1年生まで拡大いたしました。さらにこの4月から高校3年生まで拡大して、生徒の保健向上及び保護者の経済的な負担の軽減を図り、さらなる子育て支援に努めてまいります。

次に、介護保険事業関係ですが、平成25年度は要介護認定者数が急増し、訪問介護や通所リハビリなどの居宅介護サービス費が高い伸びを示しております。

平成26年度では、介護認定者数と介護給付費の抑制を図るため、さらに介護予防に重点を置いた各種教室の充実を考えております。

平成24年度から本格的に活動を始めました介護定数や保険給付費の抑制を目的とする介護度重度化防止対策事業ですが、11人の推進員の活動は活発で、本給地区、1区、船頭給の県営住宅で定期的で開催し、参加者も徐々にふえております。また、各地区の老人会や地区社

協などの高齢者の皆さんが集まるところに積極的に出向きまして、出張介護予防教室を開いております。

また、介護度重度化防止対策推進員の補助や地元集会所での介護予防活動を行っていただく介護度重度化防止ボランティアも育成しており、推進員とともに活発な介護予防活動を普及していただきたいと考えております。

なお、平成26年度は、平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の策定年度でございます。介護保険料や3カ年の取り組みを決定するものですが、今回特に社会保障制度が改正され、介護保険制度も大きな見直しが行われました。この見直しが第6期から実施に移されます。そして、夏にはガイドラインが示される予定です。

また、今65歳の皆さんが75歳を迎える10年後が保険給付費のピークを迎えると言われており、被保険者数や要介護認定者数の増加等、将来を見越した介護保険事業計画を策定するため、今回条例案として提出いたしました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会で検討していただき立案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、土木事業ですが、町道整備につきましては、平成26年度も各地区からの要望等をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能改善と維持、向上及び安全性確保に努めてまいります。また、平成24年度から事業を開始している天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良工事については、社会資本整備総合交付金事業として本格的な工事に着手いたします。

次に、県の道路事業関係ですが、長生グリーンラインの早期完成を目指し、去る1月22日には、いすみ市、睦沢町、長生村、御宿町の首長及び議長で、地元選出国會議員並びに国土交通省に対し要望活動を行いました。今後も早期の完成に向けて活動してまいります。

次に、交通安全対策関係ですが、交通事故防止のため、昨年と同様、小中学校、教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の整備充実を図ってまいります。

次に、環境関係ですが、住宅用太陽光発電システムの補助金交付事業は、2年間行ってまいりましたが、申し込み者が非常に多く、平成25年度も21件実施したことやエネルギー環境問題への対応の面からも今後も継続する予定です。

また、公共用水域の保全の観点から、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを合併処理浄化槽のトイレに変更する方に補助金を交付する事業も継続して実施してまいります。

次に、ごみ問題ですが、町民や事業者にごみの減量化やリサイクルを実践するよう啓蒙資料の配布、広報でのお知らせを通じて協力を要請します。

次に、廃棄物の不法投棄対策ですが、年々規模の大きい不法投棄は減少しておりますが、道路等の公共用地へのテレビや冷蔵庫等の電化製品や古タイヤが不法投棄されているのが見受けられます。そのことから、県との合同パトロールを実施するとともに、不法投棄監視員及び関係機関と連携を図り、今後も不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、官公庁と民間が一体となって行うボランティアによる一宮海岸及び一宮川の清掃や一宮川堤防の草刈りは、平成26年度も行うことから、より多くの皆さんに参加していただけるよう広く啓蒙を図ってまいります。

また、平成26年度から大塚実海と緑の基金を活用し、一宮海岸周辺や一宮川の環境整備や美化活動などを行う団体に10万円を上限に補助金を交付する事業を始める予定です。おおむね10団体分として100万円を平成26年度の予算に計上しております。

次に、放射能の汚染問題ですが、町民が安心して一宮町で暮らしていただけるために、空間放射線量の測定、農産物の放射性物質の検査、給食用食材の放射性物質の検査等、今後も継続して実施します。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目で、国の定める基準を下回っているか不検出であり、健康に影響がないと判断しております。また、町民の皆さんが身近な生活環境の放射線量を把握するための放射線測定器の貸し出しも継続して行います。

さらに、大気汚染物質の微小粒子物質PM2.5につきましては、高濃度になると予想された場合には、健康被害を受けないよう、防災行政無線と各学校にファクスで注意喚起のお知らせを行います。

次に、有害鳥獣対策ですが、平成25年度に発足した町民、農業団体及び町の職員で構成する一宮町有害鳥獣対策協議会によって約9キロの電気柵を柏谷堰周辺の田の周囲に設置するなど、被害の軽減に向けた対策を行っております。平成26年度以降も関係機関と情報の共有を図りながら、有害鳥獣の隠れ場所になっている耕作放棄地の改善指導、餌場となっている農作物の廃棄の改善指導を行ってまいります。

次に、都市整備事業ですが、地震時における木造住宅の安全性を確保し、震災に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断補助事業及び木造住宅耐震改修補助事業も引き続き実施する予定です。

また、都市下水路事業ですが、平成26年度は設置から17年を経過している中央ポンプ場の4号ポンプ設備の分解点検整備を行い、排水機能の維持を図ります。

東浪見土地区画整理事業につきましては、事業期間を1年間延長し、課題であった賦課金

の未納者への対応を行っております。この未納者への対応は、5月ごろまでに終わる見込みとなっており、賦課金の徴収額が確定しますと、組合の出納閉鎖が行われ、県・町による事業内容の完了検査後のおおむね7月ごろに解散総会となり、事業は清算事務へ移行することとなります。

また、都市計画関係では、都市計画の見直しのため、その基本方針となる都市計画マスタープラン策定と将来の交通量推計を行う街路交通調査を実施いたします。

次に、農業関係ですが、国は、平成26年度から新たな農業・農村政策を始めるとしており、米については、今後5年後を目途に行政による生産数量目標の配分に頼らずとも生産者みずからが需要に応じた生産が行える状況になるよう取り組んでいくとしておりますが、平成26年度におきましては、昨年度より約9.3ヘクタール少ない254.8ヘクタールの作付面積を農業者へ配分することとなります。

町としましては、新たな制度の運用に向け周知を図るとともに、農家にとって有益となるよう努めてまいります。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、年々事業量がふえ、平成25年度は9件で総事業費約9,420万円の整備が実施されました。平成26年度は14件で、事業費としては8,923万円の整備を予定しております。町は補助金として、県の補助金を含め2,205万円を平成26年度の予算に計上いたしました。農業振興と後継者の育成に寄与するものとしてご理解をお願いいたします。

次に、農業用のため池である洞庭湖でございますが、漏水が生じていたことから本来の貯水量が確保できず、また、防災の面からも早急な対応が求められておりましたが、県の長生農業事務所、東部土地改良区と協議し、平成26年度に東部土地改良区で整備することとなり、事業費は2,000万円で、国が50%を補助し、町は25%を補助いたします。東日本大震災以降、各所で漏水が発生していることから、今後とも点検及び保全管理に気を配り、万全な管理体制に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業でございますが、施設の老朽化が進み、修繕に係る経費の配分や維持管理が非常に厳しい状況となっております。平成25年度に100%国からの交付金による処理施設の機能診断及び最適整備構想策定業務を行いました。

平成26年度におきましては、この業務結果を踏まえ、財政面も考慮した上で実行に移せるよう検証していく所存でございます。

次に、消費者行政に関してですが、消費者である町民の皆様が、安全で安心できる地域社

会を確保するため、継続的に消費者行政活性化の推進に努めるとともに、現在ある消費生活相談窓口のさらなる強化や悪質商法から高齢者を守る啓発活動を今後も実施してまいります。

また、平成26年度は消費税額の引き上げにより、3月に予想される駆け込み需要を4月以降の消費に振りかえ、地域経済の需要の平準化を図り、消費税引き上げによる景気の低迷を和らげるとともに、商店街の活性化を推進するため、9年ぶりに商工会と協力し、地域振興券、1割のプレミアムがついておりますけれども、これを3,000万円分発行いたします。

次に、観光事業ですが、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会は、8月2日の第1土曜日に、灯籠流しは昨年と同じ8月16日に開催を予定しており、どちらも昨年以上に活気のあるイベントにしようと思いを凝らしております。

なお、ことしも一宮海水浴場は、7月中旬ごろから8月下旬までの38日間くらいの開設を予定しており、昨年海開きで好評であったはまぐり祭りやバーベキュー等も考えております。

また、国の緊急雇用創出事業の該当がなくなりましたので、町単独による海岸パトロールの委託や県の補助事業を導入した一宮海岸等をPRする観光看板の改修も平成26年度は予定しており、海岸周辺の環境整備や観光の推進に努めてまいります。

海岸有料駐車場試行事業も昨年に引き続き実施を予定しており、今回は駐車場の開設期間を延長したり、あるいは警備委託の方法や人数に改善を加えて、より一層の基金積み立てができるよう、工夫を凝らして実施いたします。

次に、「がんばろう！千葉」有料道路利用観光振興事業ですが、平成26年度も引き続き行う予定でしたが、津波対策による九十九里有料道路のかさ上げが実施され、通行に不便が生じるとのことから、共同実施を予定していた近隣の市町村と協議の結果、費用対効果に配慮して、今回は残念ですが見送ることにいたしました。

次に、教育関係について申し上げます。

学校教育につきましては、学校施設等の環境整備として、東浪見小学校及び一宮小学校の図書室にエアコンを設置いたします。なお、一宮中学校の図書室には、平成25年度、エアコンを設置しており、町内の小中学校の図書室に全てエアコンが配備されます。これによりまして、児童生徒の学習環境が向上し、読書活動の推進や夏休み期間中に実施しているサマースクール等補習授業の取り組みに活用されます。

次に、平成25年度に引き続き2回目となります一宮町、長生村、白子町の3町村合同による中学生海外交流研修を実施いたします。

一宮町からは中学2年と3年生を対象に8人が参加する予定です。次代を担う中学生に海

外の異なる歴史や文化を学び、自然や伝統を体験することで国際的な視野を育むことが期待されます。

このほか、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への教育的な対応が求められていること、さらには児童の障害の状態が多様化していることなどから、さまざまな障害等の介助により、児童生徒の適正な学習活動の補助を行うために、特別支援教育支援員を配置いたします。平成25年度は2校に配置しておりましたが、平成26年度は学校から要望を受けた全ての小中学校へ1人ずつ配置いたします。

次に社会教育ですが、関係団体と一層の連携を図り、社会教育の振興に努めてまいります。

各施設につきましては、経年劣化による老朽化が進み、維持管理として振武館の屋上防水等の改修工事、G S Sセンターの屋根の改修工事、テニスコートの修繕工事を実施してまいります。あわせて、振武館、G S Sセンターにつきましては、天井落下安全対策工事を実施し、利用者の安全確保を図ります。

また、中央公民館の耐震対策につきましては、専門家の意見等をいただきながら、十分な検証を行い、今後の方向性を検討してまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、東浪見、一宮それぞれ小学校の特別教室を活用した学童保育施設のほかに、この4月から振武館和室を新設いたします。それに伴い、入所児童数の拡大を図るとともに、さらなる児童の健全な育成と保護者の子育てを支援してまいります。

終わりに、本定例会に平成26年度各会計予算5件のほか、平成25年度補正予算5件、条例の制定5件、一部改正5件、町道路線の廃止・変更2件を提出いたしました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針を終わります。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（森 佐衛君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順にこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は、同一議題については2回を超えることができません。

るので、念のため申し添えます。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（森 佐衛君） それでは、通告順に従い、3番、小安博之君の一般質問を行います。

3番、小安博之君、どうぞ。

○3番（小安博之君） 東日本大震災から間もなく3年が過ぎようとしています。国は、昨年12月に国土強靱化基本法を制定し、今後は基本計画を作成し、順次防災・減災対策に向けて事業を展開していくものと考えます。

当町としましては、津波避難訓練等を行い、住民の防災意識の高揚に努めておりますが、ハード面としても重要で、これから進めていかなくちやいけないと思います。ここで、当町の防災・減災対策について、3点ほど質問させていただきたく考えております。つきましては、1点ずつ質問したく考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） はい、どうぞ。

○3番（小安博之君） では、まず1点目、当町の橋梁についてですが、当町の中にも橋が幾つかあると思いますけれども、その中で数とか、中には危険な橋とかがあるのかどうか。また、もしあるようであれば、それに対してどういうふうに修繕等をしていくのか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

小関都市環境課長、どうぞ。

○都市環境課長（小関義明君） それでは、小安議員の質問にお答え申し上げます。

橋梁点検及び長寿命化修繕計画についてでございますが、町が管理すべき橋梁が町内にPC橋、いわゆるコンクリート橋でございます。これが20橋ございます。あと床版橋、これはコンクリートの板を乗せたもの、これが17橋。ボックスカルバートが38橋、木の橋、これが4橋を含めた全部で79橋の橋梁がございます。そのうち、15メートル以上の橋梁は一宮川にかかる中之橋と県から移管を受けていない新一宮橋の2橋で、残りは1メートル以上から15メートル未満の77橋でございます。

一宮学園付近の新一宮橋につきましては、河川改修に係る用地買収が完了していないため、橋も一部完成形でないところがありまして、まだ移管されておりません。そのほかに、千葉県で管理している町内の橋梁は24橋ございます。25年度までに、21橋の点検が終わっております。残りの3橋はJRをまたぐ跨線橋で、JRとの協議の関係でおくれているとのことで

ございます。点検が終わっている橋梁は、早期の修繕ではなく、予防的修繕が必要なB評価となっています。

町では、今後、国の交付金事業を活用いたしまして、国土交通省の道路ストック総点検実施要領に基づきまして、全橋梁の確認及び点検を実施しました。その結果、92%の73橋が総合評価Aの修繕等が当面不要の判定を受け、6%の5橋、これがBの予防的修繕が必要、2%の2橋がCの早期の修繕が必要となっております。現在、構造的安全性や第三者被害等を受ける緊急の対応が必要な橋梁はございませんでした。

今後、予防的及び早期の修繕が必要な7橋につきましては、損傷状況を精査いたしまして補修を行っていく予定ですので、修繕費や修繕年度については、いまだ未定でございます。また、今後、橋梁を5年ごとに定期点検を義務づける法案が制定されるとのことでございますので、町の財政状況を勘案しながら、定期点検の予算確保を考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

小安議員、どうぞ。

○3番（小安博之君） 橋梁に対しましては、適切に行政のほうが、一宮町のほうが対応しているように聞き取れました。引き続き、その辺のところ、よろしく願います。

続きまして、2点目、避難路の整備計画についてと題しましたけれども、なかなか一宮町としましては、避難路という言葉は、なかなか使いたがらないというか、それも多分理由があるんでしょうけれども、そこで、町の避難路とは言いませんけれども、町の道路整備においては、今年度に南北方向の幹線である1-10号線の歩道工事により、完成後は通学時の安全性の向上が図れることとなりますが、今後は東日本大震災の教訓である津波時に高台に逃げのための避難路として、東西方向の道路整備が急務と考えております。

この辺は、以前からも鶴野澤議員とかいろいろ再三質問、要望が出ているところでありますけれども、当町では、現在、都市計画マスタープランの策定を進めておりますが、ここでは避難路という言葉は余り使いたがらない、そうしているようではございますけれども、東西方向の道路について、その辺をどう検討されているのか、また反映していくのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いします。

○町長（玉川孫一郎君） 避難路の整備計画についてでございますが、東日本大震災を教訓に、津波対策は重要な課題になっております。

町の都市計画は、昭和32年に全域を都市計画区域として決定しておりますが、当然その昭和32年には、こういった津波被害というのは想定しておりませんでした。これらの災害に強いまちづくりを目指すために、現在、その都市計画の見直しを進めているところでございます。

都市計画の見直しでは、その基本方針となる都市計画マスタープランの策定が必要となります。これを現在見直ししているわけでございますが、この中で地域防災計画の中では避難路について指定していませんので、具体的な路線は特定しませんが、東西方向の幹線道路について、津波から逃げやすい機能を備えた整備、拡充を推進するという形で、この都市計画マスタープランの中に盛り込む予定で検討しております。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

小安議員、どうぞ。

○3番（小安博之君） 東西方向の幹線道路に関しては、検討していく答弁だったかと思えます。ぜひとも、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思えます。

最後に3点目ですけれども、これは私、素朴な質問になるかと思えますけれども、海岸の県有保安林の整備についてです。

千葉県では、海岸県有保安林整備指針を定め、津波等の災害対策として、砂丘、土塁のかさ上げ等を行う予定、または一部実施していると思えますけれども、その辺のところの、現在の状況というんですか、情報があれば教えていただきたい。

また、特に海岸におりる部分の、道路部分の開口部の手当てなんていうのは、もしどういうふうを考えているのか、ぜひ教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 質問に対する答弁を求めます。

小関都市環境課長。

○都市環境課長（小関義明君） お答え申し上げます。

国では、東日本大震災を受けまして、津波対策を講じるに当たっては2つのレベルの津波を想定するという考えを打ち出しました。その一つは、レベル1の津波、100年に一度程度発生すると想定される頻度の高い津波、もう一つはレベル2の津波、1000年に一度発生すると想定される最大クラスの津波でございます。

津波防災施設等は、レベル1の津波に対する高さを設定し、その高さに合わせた整備を行うことになっております。一宮町はレベル1の津波の高さが6メートルとなっております。一部、東浪見地区では6.5メートルとなっております、これを受けまして、県有保安林に関しましては、千葉県北部林業事務所によりまして、平成24年度から砂丘の途切れている箇所への盛り土、高さ6.0メートルに満たない箇所のかさ上げ等の整備を順次行ってきておりまして、平成27年度には完成する予定と聞いております。

道路部分の砂丘のない開口部ということでございますが、今のところ具体的な工法等は決まっておりますが、今後も千葉県に強く働きかけまして、早期の対応が図れるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

小安議員、どうぞ。

○3番（小安博之君） 海岸におりる部分の開口部に関しましては、具体的な、どうしていくのかということはまだ検討中ということで、当然土塁を整備しましても、どうせ開口部があればどうにもなりません、引き続き難しい問題だと思いますけれども、これは県がやっていくことなので、一応そこら辺のところは少し心配なので、一宮町としましても積極的に働きかけていってほしいと思います。

今回、防災・減災対策について3点ほど質問させていただきましたけれども、やっぱり災害というのは忘れたころにやってくるということで、まだ3年なので、まだまだこういった意識があると思いますけれども、今後ともいつ起こるか、あれだけの大震災がありましたので、そういう被害が起きないように、今後とも忘れずに防災対策については、一宮町としても進めていっていただきたいと思います。

以上、そういうことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（森 佐衛君） 以上で小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（森 佐衛君） 次に、藤乗一由君の一般質問を行います。

4番、藤乗一由君。

○4番（藤乗一由君） おはようございます。

それでは、私のほうは3項目、質問として提出させていただいておりますが、小安議員と

同じように1つずつ分けて質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。どうぞ。

○4番（藤乗一由君） それでは、1項目めです。

保育所施設等に関する建設用地選定のための条件に関してとして質問いたします。

1、平成25年8月に保育所移転の検討内容の当初計画案として議会に説明があった保育所移設のための用地の候補地についてお伺いします。

これは、8月16日の説明会におきまして、議会向きな説明会ですけれども、子ども・子育て会議におきまして検討内容があったと、そういう内容について検討されていた経緯の中で、用地のことに關してです。各候補地の場所と条件について、また、当初案として検討されながらも選から外れた場所、これがあったという説明がございましたが、その場所と条件、また、さらに候補地を外された理由、これについて説明をいただきたいと思います。

2として、今1で挙げました検討時点での保育所の建設場所を選定するための選定の条件並びにその条件はどのような機関によって決定されたのかということについてです。

3つ目としまして、保育所立地の条件につきまして、建築物の構造や機能などの内容にも実際場所によってかかわってくると思います。これを、これから今後新たに計画が変更になった部分もありますので、建設予算にも影響を及ぼす部分もあると考えまして、また地域の小学校などのかかわり、防災安全面など検討されるべき多くの問題点がある中で、今後のまちづくりのために、町がどのような子育て、保育を目指すか、そういう点も明確にしていきたい。今後の公共建築物、中でも特に進行中の保育所の設置場所に関する用地の条件、これをこれからどのように考えて決定し、用地選定に活かしていくか、進め方についてお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

保育所の移設等に関する建設用地の選定に關してということで、まず1点目の議会説明しました保育所移設のための用地の候補地と条件、また外れた理由についてでございますが、一昨年8月から翌年の2月にかけて、一宮地区並びに東浪見地区における保育所候補地の事前の検討を行い、用地取得に係る基本的な情報を収集するため、福祉健康課主幹であ

ります私が委員長となりまして、各課グループ長並びに保育所事務担当によります保育所用地取得準備委員会を設置し、検討を行いました。

一宮地区につきましては、土地の選定条件として、1点目として、2園から3園の統合及び子ども園化も見据えた上での候補地の選定を行う。なお、敷地面積については、近隣自治体での実績をもとに試算し、平屋建て、駐車場、園庭を含め、2園の場合5,500平米、また3園の場合は7,000平米の面積で選定を行う。2点目として、取得費の軽減の観点から町有地の活用も視野に入れて検討をする。3点目として、津波等の浸水被害のない高台が望ましい。

以上、3点に基づきまして、当初14カ所の候補地が委員から提案されまして、海拔が低い、川に近いなどの5地区について外し、残り9カ所について現地確認を経て、メリット、デメリットをまとめ、各委員による上位4候補地の投票結果により4カ所を選定し、町長に報告し決定しました。

また、東浪見地区については、土地の選定条件として、1点目として、単独で子ども園化を見据えた上での候補地の選定を行う。なお、敷地面積については、保育所であらかじめ近隣自治体での実績をもとに試算し、平屋建て、駐車場、園庭を含め2,000平米の面積で選定を行う。2点目として、取得費の軽減の観点から、町有地の活用も視野に入れて検討を行う。3点目として、津波等の浸水被害のない高台が望ましい。

当初8カ所の候補地があり、現地確認を経て、メリット、デメリットをまとめ、各委員により上位4候補地の投票結果により4カ所を選定し、町長に報告いたしました。その後、追加地域として2地区が加わり、現在6候補地がございます。

2点目の検討時点での検討期間並びに保育所の建設場所の選定条件につきまして、福祉健康課主幹である私が委員長となりまして、各課グループ長並びに保育所事務担当により、保育所用地取得準備委員会を設置し、委員10名により検討を行いました。

一宮地区については、当初14カ所の候補地が委員から選定され、海拔が低い、川に近いなどの5地区について外し、残り9カ所について現地確認を経て、メリット、デメリットをまとめ、各委員による上位4候補地の投票結果により4カ所を選定し、町長に報告し決定しました。

東浪見地区については、当初8カ所の候補地があり、現地確認を経て、メリット、デメリットをまとめ、各委員による上位4候補地の投票結果により4カ所を選定し、町長に報告し決定しました。その後、追加地域として2地区が加わり、現在6候補地がございます。

3点目の保育所建設に当たって、今後の町の子育て、保育をどのように目指すか、また保育所の用地の条件についてどう考え決定し、用地の選定等をどう進めるかということですが、近年の核家族化の進行、母親就労世帯の増加、延長保育、障害児保育、一時保育と保育に関するメニューの多様化及び量的な増加が進み、保育所の役割はますます増大しております。

町としては、町保育所整備基本計画を策定し、子ども・子育て会議に諮り、27年度から5カ年間の子ども・子育て支援事業計画に反映させ、保育所の整備を行う予定です。保育所の用地の条件については、防災面、交通面や近隣住民への配慮も必要となりますので、さきに選定した候補地をもとに、今回の町整備基本計画の素案に基づいて、今後住民説明会を開催し、保護者並びに町民の皆様の意見を伺いながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

藤乗議員、どうぞ。

○4番（藤乗一由君） ただいまの回答につきまして、関連した内容も含めまして、改めて質問させていただきます。

ただいまの答弁によりますと、用地の選定ということに関しましては、ほぼ2点、面積と高台ということになるというお答えだというふうに解釈いたします。候補地につきましても、現時点ではあくまで候補地なので、具体的には地番等まだできないということだと思いますが、この面積と高台ということで、海拔が低い、川から近いというのも関連していますが、削除したということですのでけれども、そういう条件があらかじめあるのであれば、候補地として出してから削除するというのは順番が逆ではないかというふうに思います。矛盾しているわけです。

ということは、あらかじめ条件を設定というような考え方がなかったのではないかというふうに考えてしまうんですけれども、普通私たちが、例えば都会から一宮に移住してきた方がいらっしやるとすれば、ほかの地域と比べて、あらかじめ条件をつくって、会社からの通勤時間ですとか、買い物ができる環境ですとか、学校からの距離ですとか、そういう条件をあらかじめつくって選ぶはずで、そういうものが、こういう用地を大事な町の事業として進めていく場合に、どういう基準で考えていくかと、そういうものがあらかじめないよう

に見受けられるということ自体、大きな問題ではないかなというふうに思います。

保育所に関しては、もちろん町としては大きな事業ですから、そういった条件をあらかじめ設定していただきたいと。それともう一つは、これは一宮町の子育て保育をどのようにすべきかということで、町の将来にかかわる人を育てていくという場面の入り口に相当するものですから、そういった部分でも条件ということで考えていっていただかないといけないのではないかと、そういった思想を持っていただかないと、将来的なまちづくりということに生かしていけないのではないかなというふうに思うんですが、余りにも急ぎ過ぎているために、一番大事な土台の部分が抜けてしまっているのではないかなというふうに思います。ですから、これは、やり方次第では町の将来を左右すると言われてもおかしくないんじゃないかなと思います。

また、高台という言い方も余りにも漠然としておりまして、これは一体標高何メートルなんでしょうかということになるんです。実際に建設する場合に、高台と言われる場所にしたところで、やはりもっと高くなければいけないだろうということで土盛りしなければならないとか、そういった場面も出てくる可能性だってないわけではないです。

ですから、例えばの話ですけれども、標高10メートル以上とか、そういったような設定も必要ではないかと。しかも、保育所の規模が具体的に何人規模であるということも実際にははっきりしておりません。これではちょっと現実的ではないと、何となく選んでいるというふうにはしか見られない。標高何メートルの場合にはこうする、規模ではこうするというような設定が仮につくられた場合に、例えば標高10メートル以上の場合には平屋建てでも構いません。それ以下の場合には、2階建て以上の鉄筋コンクリートづくりとするというような条件というものをもしつুক্তとすれば、建設段階での平屋建ての場合には木造でも構わないというような条件をさらにつけたとしますよね。そうしますと、坪単価も当然変わってくるはずですから、建設に関するコストというのが大まかでも出されると思います。しかも、条件によって、場合によっては何割も変わってくる。そういうことが考えられるはずですよ。

人数の規模に関しましても、200人規模なのか、150人規模なのか、120人なのかということによって、また平屋か2階建て以上なのかによって面積も随分変わってくるはずですよ。その辺のところはきちんとベースとして、まず計画を検討しなさいという時点で、下におろす場合にトップのほうで、まず検討していただくと。こういう場合もある、いろんな場合があるというのを考えていただくということが必要なのではないのでしょうか。つまり、条件設定や想定などに余りにも抜かりが多い。こういった点をどのように考えているのでしょうかと

というのが再質問の1つ目です。

また、子ども・子育て会議に諮って、27年度から5カ年間の子ども・子育て支援事業計画、これに反映させて保育所の整備を行う予定であるという点にも矛盾があります。

建物や用地、保育所の規模を検討する上で、その計画自体が重要な要素になるはずですから、計画を先にすべきですけれども、進行上少なくとも、この支援事業計画、これを先にすべきだと思いますが、少なくとも同時進行ということが考えられると思います。

用地選定だけでなく、保育所の計画進行に当たって、子ども・子育て会議の進行・運営にやはり誤りがあるのではないかと、これは以前にも申し上げました。保育の育成というのが、町の将来を担う人づくりの根幹にもかかわるわけですから、その辺のところを子ども・子育て会議の運営に関して、どのように考えているのかということが2点目です。

また、そもそも子育てと保育というのは、小学校教育と連携しなければならないというふうに私は思いますので、その辺のところは抜けていると。私としましては、そのために保育所と小学校は隣接、近接していることが望ましいと考えております。当初の条件の中に、そうした条項も一つの条件として盛り込むべきであったと考えております。ですから、一宮保育所も東浪見保育所も、それぞれ小学校に近いことが望ましいと思っているんですけれども、これを今後の保育のあり方を小学校教育にどのように生かしていくという考えなのか。その辺が設定されていないということにもかかわらず、東浪見地区は学区が別だからという理由で東浪見だけ別に保育所をとというような、最初の時点でそういうふうに分けてしまったというところに大きな問題があるのではないかと。

しかも、それに関しまして、情報収集あるいは聞き取りというのが十分に行われていない。東浪見地区の議員さんたちだけを集めて意見を聞き、説明をすると、そういうやり方では、一定の手續を踏んだということにならないのではないかと思います。原保育所はどうなるんでしょうかということになるんです。それで、そういうわけで、子ども・子育て保育と小学校教育との連携をどのように考えているんでしょうかということが3つ目です。

また、さらにそのような観点から考えた場合に、例えば……

○議長（森 佐衛君） すみません、簡潔にお願いいたします。簡潔に。

○4番（藤乗一由君） もう一点です。

振武館下の城山公園なども用地として候補に挙がるはずですがけれども、こういったところは、進行中の都市計画マスタープランの中で、可能性を視野に入れていただきたいというふうに思っております。そういうことが可能かどうか。

また、場合によっては、現在もそうですけれども、保育所の周辺、これの交通インフラというのも考えていただかなければいけないと思いますので、安全のためには場合によっては周辺の道路の一部、これを一方通行にしていくということも今後検討材料になってくる可能性もあります。そういった点につきまして、4点目としてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 高師課長、お願いします。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、1点目の具体的な基準をつかった上で選定を進めるべきではなかったのかということですが、これにつきましては、町内部での検討は、議会で津波の危険のため保育所の早急な移転についての要望があり、余裕を持った当初の全体計画が示されていない中で、今後事業化するに当たって候補地として選定をしたものでありますので、面積と高台の2項目での検討のみとなっております。なお、今後候補地のほかに、提案候補地、ご意見等があれば、ご助言をいただきたいと考えております。

次に、2点目の建物や用地、保育所の規模を検討する上で、その計画自体が重要な要素になるはずで、計画を先にすべきではなかったかということですが、先ほどご説明いたしましたように、津波の危険のため保育所の早急な移転をとの要望に基づきまして進めました。平時であれば、全体計画に基づき、具体的な事業計画の策定を行うわけですが、優先して検討をいたしました。現在、おくれて町整備計画とのすり合わせを現時点でしている状況でございます。

3点目の東浪見地区の学区の関係でございますが、一昨年に実施しました保育所での調査後は、特にその他の調査は実施しておりません。義務教育の観点では、学校との連携を考慮し、東浪見は学区と同様といたしました。町としては、今後の整備計画に東浪見保育所と小学校との連携を考慮し、また、歴史的な背景に配慮し、存続した上での計画の策定をということで、今後住民の方へ意見を求めていきたいと考えております。

4点目の振武館下の城山公園を保育所用地として転用することが可能かどうかということですが、城山公園地域については、町有地を活用し、小学校や振武館と一体的な活用が可能であるとして候補地として挙がっておりましたが、1点目として、建設地としては都市計画法の用途地域内であり、公園指定の変更には用途区域内へ代替地となる公園の新設が必要となり難しいこと、2点目として、また振武館を増築して建設ができないかとの案も出ましたが、現在の構造が2階建てに対応できる構造ではないということ、また3点目として、振武館に隣接する北側山林の活用については、近くで埋蔵文化財が発見されており、も

し文化財が発見された場合、文化財調査をする必要があり、建設が休止となってしまうことにより、最終候補地から外れております。

なお、現在の都市計画の中での可能性については、非常に難しい状況と思われまます。

5点目の現在の一宮保育所並びに候補地についての交通インフラということでございますが、移設候補地については、おっしゃるとおり交通インフラについての配慮は必要であると考えております。町内道路担当部門の意見等も参考としたいと考えております。

また、現行の一宮保育所の交通インフラについては、平成23年に警察署と協議しまして、一方通行とするには近隣の住民の方全員の同意が必要とのことで、地区の区長と協議した中で、規制をかける場所は保育所のいわゆる袋小路で通園時間帯のみであり、一方通行にする不便を来すおそれがあるとのことで、現在のように近隣住民の方のご協力をいただき、通園時間帯に限り一方方向の通行とさせていただいております。現状の対応策について、いま一度状況を確認した中で検討することが必要かと思っておりますので、その点については保育所とまた協議させていただきます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） ご回答ありがとうございます。

ただ、その条件のことに关しましては、今後意見を聞きながら検討する、あるいは保育所等と現状を調べながらということでしたので、今のところ、そういった最初に出た高さであるとか、あるいは面積以外の部分については、条件は現時点では考えていないというふうに捉えられるわけですが、それでいいんでしょうか。

いまひとつ、それを、条件が私が申し上げたような、あるいはほかの条件を加えて検討していく、場所を選定していくという考え方があるのかどうなのか。これから考えますという言い方ですので、はっきりわかりません。この辺のどんな考え方、方向性でいくというのは、担当課のほうでは答えづらいというのは、今協議を進めているところなので当然だと思います。

これについて、具体的に先ほど申し上げたような点も考慮するお考えがあるのかどうかというところを、町長としてはどんな方向性を考えていらっしゃるのか、一言だけお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほど担当課長から話しましたように、まずその早急に建ててもら

いたいという、早急に建てなければならないという考え方で職員を集めまして、さきに言ったように委員会をつくって、あの時点ではまず高台ということでありまして、先ほど藤乗議員がおっしゃったように、何メートルの高台ということまでははっきり、まだその時点ではいろいろな情報が錯綜しておりまして、そういう状況でございましたので、そういった客観的な数字ではなくて、とにかくその高台で一定の面積がある場所について、職員からまず挙げてもらうと、まずその広く挙げてもらった中で、そのグループの中で、この場所は川に近いから外してくれとか、そういう形の中で外していくという形で出したということでした。

さっき言った、別にその高台とか面積にこだわるものではございませんので、先ほど議員からも話がありました、担当課長から話がありましたように、町で挙げてありましたリスト以外でも、この場所でいいんじゃないかというようなものももしありましたら、ぜひ藤乗議員のほうから町のほうに出していただきたいと思います。それも当然、私のほうでは含めて検討させていただきます。

以上で終わります。

○議長（森 佐衛君） 次の質問に移ってください。

どうぞ。

○4番（藤乗一由君） お聞きした趣旨と少々違うんですけども、承知しました。これから考えるということだと承知いたしました。

2点目ですけども、保育所移設における防災、安全面についての利用者などへの説明をどのように取り組むのかという点です。保育所移設計画進行に当たりまして、地域防災計画とのかかわりを見ながら、子供の防災、安全の考え方、方針について、保育所利用者や住民への説明が必要と考えますが、町はその点についてどのように取り組むのか、これについてご説明をお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

副町長、芝崎 登君。

○副町長（芝崎 登君） それでは、今の藤乗議員の質問にお答えいたします。

今回、この間、議員の皆様にもお示しいたしました保育所整備基本計画、素案でございすけれども、これをもとに、今後、子ども・子育て会議へ経過報告し、また、その後で住民説明会を開催いたしまして、保護者並びに町民の皆様のご意見を伺った上で、一宮町保育所整備計画を策定いたします。

施設等の防災、安全面につきましては、県の防災対策事業の進捗状況の報告とともに、町の地域防災計画と整合性を図りながら検討を進めてまいりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） わかりました。

要するに、皆さんの意見を聞いてから説明をするかどうか、どう説明をするのかということを考えますということですよね。というふうに、私は、今のお答えでは今後住民説明会をした上で、皆さんの意見を伺って検討するということでしたので、皆さんの意見を聞いてから、それから説明をするかどうか、どうするのか、説明するとはお答えいただいていませんので、説明をするかどうか、どう説明するのかを考えますということだというふうに聞き取れるんですけども、今現在は考えていないということでもありますね。

その点に関しましては、3項目めの質問ともかかわりますので、そちらのほうで意見、質問させていただきます。

3項目めにまいります。

地区自主防災組織づくりの推進を今後どのようにするのかという点です。現在の地区防災組織の組織状況、活動状況とこれまでの組織づくりに向けた町の取り組み状況はどうかという点。

2つ目に、今後、各地区で組織づくりを進めるための取り組みの方針、計画はどうか。これについてご説明お願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

総務課長、峰島課長。

○総務課長（峰島 清君） 藤乗議員の(1)の現在の地区防災組織の組織状況、活動状況とこれまでの組織づくりに向けた町の取り組み状況はどうかの質問にお答えいたします。

災害に強いまちづくりに向け、各地域に自主防災組織の設置促進を図るため、設置に際し必要な経費を補助する一宮町自主防災組織育成補助金交付要綱を平成24年4月から施行しております。設置状況は、平成21年度に宮原区、平成24年度に矢畑区、平成25年度に6区、綱田区と現在4地区に設置されており、各組織で防災訓練を実施しております。

設置に向けた町の取り組みとして、毎年4月の区長会で自主防災組織設立に向けての説明

会を行っているほか、25年4月には宮原、矢畑区の自主防災会会長を町の自主防災アドバイザーとして委嘱し、各地区の要請等があった場合、休日夜間を問わず地区に出向き、取り組み方や設立の助言をお願いしております。なお、担当職員においても同席しております。

防災アドバイザーにつきましては、数カ所の地区で呼ばれることも多くなり、徐々に設置に向けての動きが広まりつつあります。

(1)の答弁は以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今後の進め方でございますけれども、先ほどもありましたけれども、まず地区の中で、にいろいろな機会を使いまして、自主防災組織の必要性について、今まで訴えてまいりましたけれども、これからもその活動を進めてまいります。

そして、ことしは特に2点考えております。

一つは、東日本大震災で津波に襲われながら、自主防災組織の活躍で一人の犠牲者も出なかった、いわゆる茨城県大洗町がございますけれども、この地区は全ての地区に自主防災組織が結成されておまして、東日本大震災では、この自主防災組織が高齢者とか障害者の避難に大変活躍をしたということでございます。

この大洗町のほうに区長たちとか、あるいは自主防災会を立ち上げようとしている方々を中心に、町のほうでご案内をして視察をいたしまして、どういう形で大洗でそういった全ての地区に自主防災組織ができたのか、また日常どのような活動を行っているのか、またこの前の3.11のときに、どういう形でそういった要避難者を救助したのか、そういった視察をことし予定しております。

もう一つは、今、町では各地域に各担当課長を張りつけておまして、各地域の課題の相談者となっておりますが、ことしはこの自主防災会のまだ組織の立ち上がっていない地区については、早急な立ち上げに向けて、その取り組みということでその最重点課題として担当課長にこれをお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 再質問はありますか。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） ただいまのお答えに関連しまして、防災に関連して再質問させていただきます。

玉川町長の2期目に向かうに当たりまして、新庁舎の建設を進める際に東日本大震災、こ

の津波災害の問題が大変大きくクローズアップされていました。本年、新庁舎が完成し、災害時の新たな拠点として有事の際には機能すると考えておりますが、震災当時、最大規模の津波災害の場合には、防災本部としての拠点をどうするのか。これが問題の一つとして、大変意見が出されたものだと思います。

これについて、町長の考えとしまして、庁舎建設の推進計画とともに速やかに保育所の移転計画を進め、そこに第2の防災拠点を設置すると、これも考えているとされていたはずですが。

現状では、保育所の計画の中にもそういった内容が一切ございませんから、町長の計画の中からは、この点につきましては、削除されたものというふうに考えます。この点をどのようにお考えでしょうか。これが再質問の1点目です。

また、第2の防災拠点という考え方につきましては、現在まとめられている一宮町地域防災計画、この中でも「庁舎及び周辺地域の災害状況によりその機能が維持できない場合は、一宮町保健センターに設置するが、本部長の判断により変更することができる。」という記載がございます。

このように明示されている以上、あえてこの上、予算のかかる事業を避けるという考えの上で、先ほど上げた第2の防災拠点というのをあえて入れないということであるならば、2期目の就任に当たりましておっしゃっておいりました、その点を町民に向けて、玉川町長としては当初、皆さんにお話しした一宮町の防災の考え方というのを、県の防災計画その他の進捗状況を見て改めてということで、修正内容をきちんと説明していくという必要があるのではないのでしょうか。

これは、先ほど上げさせていただきました質問2の保育所の移設にかかわる、この点での防災、安全面に関する点とも関連していると思います。つまり、利用者や周辺住民、町民の方に子供たちの防災、安全という観点については、町としてはこういう考え方でいくということを示していただくということですが、県の防災対策事業の進捗状況の報告、それと一緒に町の地域防災計画との整合性を図りながら、検討を進めるというご答弁ですが、町長ご自身としての考え方、発言、この整合性をこれまでの流れもきちんと振り返っていただきまして、きちんとしていただきたいと、そういうふうに思います。

ここで、保育所に第2の防災拠点という考え方は無理であるということであれば、そのことを理由をきちんと申し述べていただいた上で説明していただくということが、防災計画を進めていく上で重要なことではないかなと、住民のご協力をいただけるということにつなが

るのではないかと思います。説明をしていくということですね、そういう姿勢が必要だと思います。それによって、各地区の自主防災組織づくりがより必要だということを理解していただくことができるのではないかと思います。

その点についての町長のお考えをお伺いします。

この点につきましては、先ほど言いましたような保育所の問題とも関連します。保育所につきましては、でき上がるまでにはタイムラグがあるわけですから、重要なことだと思います。

また、さらに3つ目としまして、各地区の要請があった場合には、休日、夜間を問わず地区に出向いて取り組み方や設立の助言をお願いしておく、それは担当職員も同席するというのですが、この計画に当たりましては、自主防災アドバイザーの方のご苦勞はもちろんだと思います。ご担当の職員の方の負担もますます大きくなってきていると、推察いたします。

この業務に関しましては、これまではなかったと。新たな取り組みとして通常の業務とは別に、時間外でも行うということですから、職員それぞれの業務につきまして、住民サービスなど各課の通常業務に支障がないようにしていただきたいと、いろいろ新たな事業が加わって、かなりいろいろなあつれきが出ているのではないかと推察します。

そのために、先ほど私が申し上げたような条件設定だとか、細やかな準備というのができなくなっているのではないかなど、非常に心配するところなんですけれども、こういう新たな取り組みをするに当たっては、業務が新たに加わるんならば、何らかのこれまでの業務を削減するとか、あるいは効率化するという点で、トップみずから各課の状況を把握していただいて、決断していただく必要があるのではないかと思います。

これについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず保育所を第2の防災拠点にするという私の選挙公約なんですけれども、これは確かに今から2年前でございましてけれども、東日本大震災のその直後でございましたので、当時はまだ具体的な、国とか県からのいろいろな災害に関する指針もまだはっきり示されておりませんでした。

先ほどちょうど、前の質問がありましたけれども、県が現在進めております土塁の関係、それから河川のかさ上げにつきましても、これは私が町長選挙を当選した後にその内容が県から発表されたわけでございますので、当時はどの程度の津波が来るのか、どの程度の対策

が必要なのか、まだ正直言ってはっきりとした状態ではございませんでした。

ただ、そこで言えることは、少なくとも高台に保育所を移設しなければならないなど。高台に保育所を移設した場合には、その保育所は当然、防災の機能も果たすものが望ましいということでは私には考えたわけではございません。

現在、新しい庁舎が完成いたしました。また、国、県のほうからも防災に関して極めて客観的な数字で何回も示されています。そういう中で、今の状況の中で、こういう形になったわけではございますけれども、まず今ある現在の新庁舎は、当初は皆さん方ご承知のとおり、最初は町の財政は非常に苦しかったわけではございますが、鉄骨でつくるという考え方もございましたけれども、やはりその津波が来た場合に建物がどうなのかという話の中で、現在の鉄筋コンクリートという形になってわけではございますけれども、現在つくってみますと、これは地震にも津波にも強いということで、防災機能も充実されております。

そして、何よりも大きいのは県が10メートル、さっき言ったレベル1、レベル2でいきますと、1000年に1度の大津波というのは10メートルでございますけれども、10メートルの津波が来た場合の浸水予想区域というものを県が発表いたしました。それによりますと、この役場の庁舎は10メートル、要するに1000年に1度来る津波が来ても浸水しない地域でございます。それはまず一つわかったということが第1点でございます。

そして、もう一つは県のほうが、さっき言ったように土塁をつくると、そして河川のかさ上げを行うということで、前の状態よりも安全性が確保されてくるという状況の中で、そういうのを考慮すれば、例えば保育所のほうに現在の庁舎にありますような防災機器を全て備えるような防災拠点施設を必要とするような状況ではなくなったのではないかなというふうに考えております。

しかし、保育所が高台に建設される場合には当然、いつき避難場所とか、避難所という、そういった役割は当然担えると思っておりますので、そういうことで私が考えた2年前の状況と今の状況では状況が変わってきたということで、先ほど藤乗議員もおっしゃったように状況が変わったということではございますので、これについては十分に住民に説明していきたいと思っております。

それから、もう一つの自主防災組織のこういった防災の関係で、これはたしか3.11の前にはなかった新しい仕事でございますので、職員の負担は大変なものがございます。そういうことで、しかも職員も前に比べますとかなり減っております。そういう中で新しい仕事をするためには、今までの仕事の見直しがどうしても必要になってまいります。

そういうことで、これまでも私は新年度予算を編成する際には不要不急の事業については見直しをしていただきたい。そして、事業については縮小とか廃止もあわせて提案してもらうように職員をお願いしてまいりました。

そういう形で、ことしも今までの機構につきましては、現在の各課の体制を大幅に見直す、新しいその組織体制というものを4月から準備しております。そういう形の中で、不要不急の業務の見直しをこれからもしていきたいと考え、職員の負担の軽減を図っていきたいと考えております。

なお、私たちも気がつかない点がございますので、議員の皆様方からも事業の見直しとか、あるいは事業の廃止等について気づいた点がございましたら、ぜひご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

藤乗議員。

○4番（藤乗一由君） ご回答ありがとうございます。

ただいまの点も含めまして、第1項目、2項目めと挙げました点に関して検討いただくというようなご回答が幾つかございましたので、これを改善の方向に向けて進めていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

○4番（藤乗一由君） はい。

○議長（森 佐衛君） 以上で藤乗一由君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后、1時間50分経過いたしましたので、10分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時06分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

6番、鵜野澤一夫君。

○6番（鵜野澤一夫君） 6番、鵜野澤です。

私も2問質問いたしますが、1問ずつ区切って質問いたしますので、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） どうぞ。

○6番（鵜野澤一夫君） まず1点目は、町内危険箇所の指定基準及び対応について伺います。

土砂災害特別警戒区域として、町内に県が指定した5カ所の区域及び急傾斜地崩壊危険区域が1カ所あります。

また、急傾斜地崩壊危険箇所が47カ所ありますが、これらの区域は集中豪雨、また地震などで地層的に危険だと思われます。指定基準があれば示していただきたい。

また、町は警戒区域、危険区域などどのような対策をしているのか、町長に伺います。お願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、鵜野澤議員の1つ目の町内災害危険箇所の指定基準及び対応についての質問にお答えいたします。

ご質問の全ての区域箇所の共通する指定条件として、傾斜度が30度以上、斜面の高さが5メートル以上の場所で千葉県による指定となります。

初めに、傾斜地崩壊危険区域の1カ所につきましては、一宮中学校西側で既にコンクリート吹きつけにより、斜面を防護、補強済みでございます。

急傾斜地、崩壊危険箇所47カ所については、土砂災害防止法に基づいて指定され、47カ所のうち5カ所は平成22年3月23日に土砂災害危険区域、土砂災害特別警戒区域として指定されました。

土砂災害警戒区域の指定に当たり、対象となる地域住民や土地所有者に対して指定基準などについて説明会を行ったほか、年1回指定された箇所を県、消防、町などの関係機関により現場確認などを行い、崩落の危険がないかを調査しております。

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守ることを目的としているため、ハード対策ではなく、避難体制整備などのソフト対策を進める法律です。

指定に従い、これらの区域を住民に周知することや避難体制の整備をすることとされているので、町の対策としては土砂災害の発生のおそれがある場合には、関係住民に対し、防災行政無線や広報車等を活用し、避難指示の情報を伝達してまいります。

また、今後、土砂災害警戒区域を図面上に示した土砂災害ハザードマップを全戸配布する予定です。

残る42カ所につきましては、今後、千葉県で現場調査等を実施した中で危険度の高い順に土砂災害危険区域に指定されていくものです。こうした区域、危険箇所については被害を最小限に抑えるため、危険箇所を公表し、災害対策に役立てていくため、県のホームページにて公表されております。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 再質問ありますか。

鵜野澤議員。

○6番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

ただいまの答弁でソフト対策を推進するということですが、こうした区域、危険箇所に災害対策として、その箇所に看板などで告知する必要があるかと思えます。その点について伺います。

○議長（森 佐衛君） 総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 先ほどの答弁と重なりますが、本区域の指定は県が行うものであり、町内の指定の5カ所は全て民地であります。道路からも離れ、看板を容易に設置できる場所にございませんで、今後、土砂災害ハザードマップを全戸配布して住民の皆様にも周知するとともに、県ホームページで掲載もしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鵜野澤議員。

○6番（鵜野澤一夫君） わかりました。

住民の生命と財産を守る意味で、町は最善を尽くすのが使命だと思います。今後ももう少し前向きな対応をお願いして、次の質問に移ります。

2問目の質問ですが、防災監、いわゆる危機管理監の設置を求むの質問でございます。

平成21年4月、静岡県小山町、これは富士山麓に位置する町でございます。鮎沢川を中心とする人口2万629人の町に、県の指導により町で採用した陸上自衛隊を経た防災監、危機管理監を任用されました。

翌年、平成22年9月8日の台風9号に伴う豪雨では、危機管理監は即座に議会を中止させ、防災対策本部の指揮をとりました。川の増水や土砂災害を想定した避難訓練の積み重ねと、

当日の迅速な避難誘導が奏功し、町民の死傷者・負傷者をゼロに抑え、新聞、テレビにも報道されました。

この防災監は、自衛隊時代に情報伝達の教官を務め、部隊を効率的に動かす要点を学び、情報収集する情報班、重要度を見きわめる決断班、現場に急行する行動班の3つに分け、早い決断にて組織の機能は最大限に発揮されました。

いかなる災害でも防災監の即決で死傷者をゼロにできます。防災に強く安心して住める町にできると思いますが、町長の見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） ご質問の防災危機管理監の設置についてお答えいたします。

まず、千葉県内で防災危機管理監の設置状況でございますけれども、13の市でこれが設置されております。しかし、町村では設置されているところはございません。

また、自衛隊のOBを採用して、防災危機管理監や防災担当職員として設置している市町村は、県内で9の市がございます。自衛隊のOBを採用するなどして、防災危機管理監を設置することは、先ほど議員もおっしゃったように防災機能の強化につながり、専門職を置くことで災害発生時における迅速な対応、意思決定ができますし、また防災に強い安全、安心なまちづくりにつながると私も理解しております。

しかし、既に設置されております自治体は、組織機構として例えば防災専門の課が配置されているところとか、そういうところでございまして、規模の小さな、まして財政力の小さな町村は職員数の制約がございますので、その中でこれは大変難しい状況でございます。

設置されている市町村を参考にしながら、少ない職員数の中でも安全、安心な防災体制をつくっていくために、これからも努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問。

鵜野澤議員。

○6番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁で、私は規模の大きい、小さい職員数を聞いているのではなく、災害は大小関係なく発生します。そこで再質問します。

予算的、組織的に難しいのであれば、仕事量がふえますが、兼務という形で、例えば副町

長、または管理職、課長職が迅速な対応、意思決定を図る体制をとれるかと思いますが、その点について質問いたします。

○議長（森 佐衛君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 今議員のほうから、そういうことであれば兼務ということではどうかというお話がありましたけれども、防災危機管理監というのは兼務する職員ではございません。そういうことで、これは県内でも防災危機管理監を兼務する自治体はございません。

防災監を設置している自治体は、この防災関係の専門的な知識を習得し、防災の業務に特化できる体制となっておりますので、いわゆる専任の職員ということではございまして、県にも確認いたしました。兼務での危機管理監というのはないということではございました。

ちなみに、ではその危機管理監がない町ではどうかと申しますと、私は災害対策本部長でございまして、私が最終的な責任を負うわけではございますけれども、私は、例えば隣のいすみ市の場合ですと、こういった防災危機管理監は自衛隊のOBが来ておりますけれども、防災危機管理監が職員を統合して、その防災危機管理監の判断のアドバイスを受けながら、いすみ市長は決断をする形になります。

私の場合は危機管理監はございませんので、私の下に副本部長として副町長がいて、そして防災担当の課長ということで総務課長がおります。また、その下に防災担当主任もおりますので、その方々のアドバイスとか補助を受けながら、私が決断をして実行する形になります。

そういう状況でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 鵜野澤議員。

○6番（鵜野澤一夫君） わかりました。

今の町長の答弁で、これは地域防災計画に基づく答弁かと思えます。

そういうことで、玉川町長が今後、迅速な対応、意思決定を図り、即座に防災対策本部を設置して指揮をとっていただき、住民の死傷者をゼロにすることを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（森 佐衛君） 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。

5番、袴田 忍君。

○5番（袴田 忍君） 5番、袴田でございます。

私も質問が2つございますので、1問ずつ区切らせて質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 佐衛君） 結構です、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） よろしくお願いたします。

それでは、1問目でございます。

この時期、3月になりますと、どうしても3年前の東北の地震、津波の被害が増大だったという形で、どこの地域でも、やはりこの防災、それからそれに関連する質問と、それから地域住民の方も神経をびりびりしながら、この状況を今後どうしていくのかということで、議論されているところも多いと思います。

そこで、私も今回、災害時の避難訓練のあり方について、一つ質問させていただきます。

昨年11月に、町も大規模な避難訓練を町民が一体となって行いました。しかし、地区によっては訓練の方法、参加者の有無では避難形態が一致しておりません。特に、一宮川の北側、これは宮原地区、そしてまた新地地区、船頭給地区、これは避難場所が実際ないに等しい、低い場所でございますので、やはり高い場所を目指す住民の方々は、その避難場所を探すわけでございます。

最終的な避難場所が他町村、ここでは川北になりますと八積小学校方向、これは長生村になります。そちらのほうの他町村との連携が必要になってくると思います。合同の訓練が必要と考えます。いざというときのために、ふだんから顔見知りになったり、一緒になって知り合うことが訓練の一つではないかと思えます。それについて、町の見解をお伺いたします。

また、地域の子供たちの参加も、やはり訓練の一つではないかと私は思います。今後の訓練に幅を持たせるためにも、子供たちの参加も必要と思えます。これについてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

今、袴田議員がおっしゃったように、町はこの間ずっと3年間ですね、大規模な避難訓練を行ってまいりました。やはり毎年毎年、避難訓練のあり方について見直しが必要だと考えております。

先ほど川北、いわゆる宮原地区の住民の避難の問題でございますけれども、八積小学校が避難場所に指定されてございます。先ほど議員もおっしゃったように、やはり実際に隣との八積地区の住民との共同の避難訓練が必要だと考えております。

これにつきましては、長生村の小高村長にもお話ししたところ、それはいいことだということで、長生村のほうでも前向きな考えを確認しておりますので、できればことしからでも早急に合同訓練を実施していきたいと考えております。

子供の参加訓練につきましては、教育課長からお答えさせていただきます。

○議長（森 佐衛君） 教育課長、田邊課長。

○教育課長（田邊勝美君） それでは、地域での子供参加型の訓練について、現在取り組んでいるものとしたしまして、町の防災訓練実施前に町からの参加への呼びかけと同時に、各学校を通じまして、児童生徒及び保護者が一緒に訓練に参加するよう文書で呼びかけを行っております。

この呼びかけの趣旨としましては、家族の皆さんと一緒に避難し、避難場所や避難経路を確認する機会としていただくようお願いしております。

このほか、教育委員会においては、地震、津波のさまざまな状況や場面に対応するための一覧表を児童生徒を通じまして、全保護者へ配布しております。この一覧表は、児童生徒や保護者のさまざまな状況での対応について記載されており、ふだんから家族で相談し、避難場所などの確認をするための資料に役立っております。

また、この一覧表の配布にあわせまして、津波からの緊急避難場所確認アンケートを実施しております。このアンケートは、大津波警報を想定し、津波からいち早く身を守るため、緊急避難場所への避難について、児童生徒を中心とした家族全員の共通理解を確認することを目的としており、家族の話し合いのきっかけとなるようお願いしております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員。

○5番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私は、書類で物を知るとか、書かれたものを読んで理解をするというよりも、まず私は体験であると思います。やはり体で覚えることが訓練の一番の早道だと私は思っているんですね。

ですから、やはり2つ、今答弁いただきました子供たち、そして地域の方。やはりこれは訓練に関する合同訓練を行うということは、私は本当に、町長ありがとうございます。僕は長生村に逃げる、長生村の場所を借りるのであれば、我々は長生村の方々とやはり、ある程度手をとらなくちゃいけない。ありがとうございます、この言葉一つも、やはり僕は必要ではないかと思っておりますので、ぜひ八積方面に逃げるのであれば、八積地区の方と一緒に合同訓練をするということを、宮原地区はしていかななくちゃいけないのではないかと。まして、宮原地区には防災組織がございます。

僕は非常にこの防災組織は感謝しております。かなり綿密にやられております。地区の中では発揮はすると思えますけれども、他町村に行ったときにどれぐらいそれが応用できるのかなということが一つになると思えますので、やはり体験するということ。

それから、子供のいる家庭、やはり自分の子供は大切だと思います。ですから、ふだんからアンケートをとりながら、子供たちと一緒に学習をする、子供たちと一緒にこういう災害のときにはここに逃げるんだよ、最終的にはここにいるんだよ、そういうのを確認をするためにも、ふだんからそういうふうに行われているということは感謝しております。

今後とも、これはやはり子供同様、これは高齢者もそうなんですけれども、一体となって地域の方も含めて、地域だけで足りないのであれば、他町村にも協力を得ながらやっていくということが、僕は防災訓練の成果だと思っておりますので、ぜひ体験をするということで、経験をするというでひとつ、訓練の方法を考えていただきたいと思いました。本当によろしくお願いいたします。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、これは実は私2回目の質問になるんですが、道路の植え込みの整備について質問させていただきます。

これは、夏場冬場、違いますけれども、この停車場線、この役場の前の県道の通り、それから本給下の国道128号線の崖の部分の下の植え込み、この部分に関してちょっと質問させていただきたいんですが、道路は国道であり県道であり、これは県の管轄、国の管轄であって、なかなか手が出せないということを前回は答弁いただきました。

でも私は、その植え込みに関してちょっと問題があるのではないかと。つくったら、その状

態でいい。その後の管理をどうするんだと、私はそれが一つ疑問に残るんですね。植え込みをつくっていただきました。はい、きれいにできましたよ、でもこれは子供の世界でも、つくったらつくったままでいいというのではなくて、その後どうするか、これは小さいころから誰でも考えることだと思うんですけれども、植え込みの中に非常に汚い雑草が茂った後、枯れ草になっている。

先月は、長生村のほうでも家屋火災が2件ある。それはほとんどが放火じゃないかと、それは3月時期になって、枯れ草があちこちにある中で、また火災があちこち続くんではないか、そういう危険性もある中で、植え込みの中の雑草が枯れて、そのままの状態に放棄されているのは、見ても見苦しいのではないか。そういう雑草の処置について、町はどのように考えているのか、その辺を再度ちょっと答弁していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

小関都市環境課長、お願いします。

○都市環境課長（小関義明君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、当該箇所は国県道でございまして、県の管轄になっております。

平成23年の第3回議会でも議員から同様のご質問をいただきまして、役場から下の一宮停車場線の見通しの悪い交差点付近の植え込みや枯れ木などは、伐採していただきました。しかしながら、除草については年1回のみで定期的な管理はなかなか難しいとの県の見解でございました。

ご指摘の2つの道路は、当町にとりましても観光面などで重要な道路でありますし、千葉県には定期的な草刈りを再度要望するとともに、今後は町も定期的な草刈り等、お手伝いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

袴田議員。

○5番（袴田 忍君） 検討といいますか要望でございしますが、よろしくお願ひします。

県に要望していただくだけではだめなのかな、そのためには町の中で何ができるのかなということを考えれば、やはりそういったものの環境条例といいますか、景観条例というのはないでしょうか、環境条例をつくった中で、そういった整備が必要ではないかなと、まず1点として考えるんですね。

そういった要望もしたいと思いますし、それから先ほど町長の所信表明の中に、ボランティアによる海岸の清掃とか、そういった堤防の草刈りを先ほど言われておりましたけれども、この辺に関しても、そういったボランティアの拡大といいますか、そういう中でやればいいのかなどは私は思うんですね。そんなに多い場所ではありませんので、その辺も含めた中でひとつ、一宮川側、それから国道、県道の植え込み、その辺も一緒に考えていただいた中でボランティアの導入も必要だと。それによって、草刈り作業もできるのではないかと思いますので、その辺も検討していただきたいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鶴 岡 巖 君

○議長（森 佐衛君） 次に、鶴岡 巖君の一般質問に入る前に、鶴岡君にお願い申し上げますが、質問の途中で昼食になると予想されますので、質問の1が終わった時点で休憩したいと思いますますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） では次に、鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君。

○15番（鶴岡 巖君） それでは、議長の裁量に従いまして、早く終わりそうなところを先にやりたいと思います。

○議長（森 佐衛君） ご協力ありがとうございます。どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） よろしくお願いします。多分20分かからないと思いますが、よろしいですか。

○議長（森 佐衛君） 結構です。では、お願いします。

○15番（鶴岡 巖君） それでは介護保険について、最初に順序を変えて質問させていただきます。

介護保険につきましては、12月議会でも取り上げましたけれども、国は介護保険第6期事業計画策定で、団塊世代が対象者となるために、今後10年先を見据えた上で、平成27年から29年までの3年間の事業計画を立てるよう自治体に指示をしています。町も長期的な動向を頭に入れながらの事業計画の策定が必要となるわけでありまして。

そして、事業計画策定に当たりましては、介護の危機と言われておりますこの問題を解決

し、そして、超高齢化社会を前に老後の安心をつくり出すために行うものでなくてはなりません。以下の点と関連することを伺いたいと思います。

まず第1点、町は現在、第6期介護保険料の基準額の試算の算定中だと思われませんが、第6期の新介護保険料は、現在の基準額での保険料4,250円を大幅に超えることが予想されます。心配されていますのは、負担額の限界と言われております月額5,000円台となる可能性も見込まれるのではないのでしょうか。概算としての今現在の保険料はどのくらいと算定されているのか、また県全体の動向はどうかを、まず最初に伺いたいと思います。

2点目に、12月議会でも特別養護老人ホームの特養への待機者問題を取り上げましたが、今や特養建設は避けられない状況だと思われれます。今後、特養を建設する場合は、第6期の介護保険事業計画に計画そのものを入れなければ、特養の設置建設業者は一宮町へ働きかけができないこととなります。

計画に入れることが前提になるわけでありませんが、12月議会での町の答弁では、保険料の上昇を危惧する余り、介護度4または5の人という方はほとんど自分で自分のことができない状態になっている方であります。この方が施設の入所を希望しながら、長期に待っている人がいるのは問題と考えていますというふうに答えられました。

そして、そのように一定の理解を示しながらも、その上で特養建設は慎重に検討したいという、その意味が曖昧な答弁をされておりますので、現時点での町の特養建設への考えを改めて伺いたいと思います。この2点をよろしくお願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの鶴岡議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の第6期の介護保険料についてですが、町では26年度に入ってから第6期の算定作業に入ります。今回は、新しい介護保険制度による介護保険給付となることや、次の質問にもございますが、特養建設計画の有無や実施する場合の規模や時期など、設定する項目が多数ございます。概算はお示しすることはできませんが、基本的には10年先を見据えたものであり、かつ、できるだけ上昇を抑えていくように考えております。

また、千葉県に第6期の保険料の見込みについて問い合わせてみましたが、今のところ全く把握はしていないという回答でございます。

なお、参考までに2月19日の新聞では、現役世代の40歳から64歳の第2号被保険者の26年

度の介護保険料について掲載がされており、5,000円を突破するということが記載されておりました。

いずれにいたしましても、概算の保険料額は26年度の秋以降になるものと考えております。

2点目の特養の建設につきましては、ご質問のとおり、第6期事業計画に掲載しないと設置はできません。また、12月議会におきまして一宮苑の増床や地域密着型小規模特養の設置を検討すると回答しております。

なお、これまで介護保険料が上昇すること等を理由に、特養の建設を計画してこなかったわけですが、現に大勢の待機者がおり、今後団塊の世代のピークが10年後に到来し、地元に入れる施設の設置を望む方の増加が見込まれます。このような待機者の皆さんへの対策を考えるべきであると思っておりますので、前回の議会での答弁と同じになりますが、一宮苑や地域密着型小規模特養の設置を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） それでは、確認しながらの要望と1点だけ質問したいと思っておりますが、まず介護保険料なんですが、朝日新聞の2月19日付に載っていたという紹介をいただきました。

県に聞きましたら、まだわからないということなんですが、実は朝日新聞は全県に問い合わせして、新聞には答えているんですね。ところが自治体には答えないという、非常におかしな現象が起きていますが、恐らく予想では、町は5,000円を超える介護保険料にならざるを得ないというふうに担当者は覚悟しているようですが、5,000円になったらどうなるのか、年間6万円になります。基準額ですから、もちろんもっと高い人もいますし、低い人もいます。

しかし、保険給付費が上がってくればどうしても保険料を上げなければいけない構造になっているわけです。これも国保と同じように、そういう構造になっているわけですが、介護の場合はそれでも町からの持ち出しといいますか、繰り入れは保険給付費の12.5%を法定で出せることになっているんですね。ですから、8分の1でしょうか、出せるわけです。

それでも、なおかつ、これだけの引き上げをしなければいけないということになります。この保険料を決めていくために、町は原案をつくるわけですが、それを介護計画策定委員会の公募した委員さんに検討を諮るわけですがけれども、これは担当者としても引き上げたくはないと思っておりますので、できるだけ引き下げる方向で検討されると思っておりますが、構造的

に介護保険もそういう構造になっているということだと思います。

これはいたし方ない面もありますが、やはりこれも国の公費負担をふやしてくれない限り、なかなか介護保険料も下げられないというふうに思います。

要望なんです、ぜひ、できるだけ引き下げる方向で、昨年度は財政安定化基金を、県に預けてあるお金を繰り下げたり、あるいは町にある基金を繰り下げることができましたけれども、介護保険は3年に一遍の値段の設定になるわけです。国保は毎年、後期高齢者は2年に1度ということになります、この介護は3年間になりますので、その真ん中の年を見ながらの策定となると思いますが、引き下げる努力を精いっぱいしてほしいなというふうに思います。これがまず介護保険料の要望です。

それから2点目なんです、高師課長も言われましたように12月に質問をいたしまして、今回の3月でまだ3カ月しかたっていないからやむを得ないような気もいたしますが、それでも答えの内容は、私は進展して、特養の施設をつくらざるを得ないと覚悟されたというふうに印象を持っているんですが、最後の部分で地域密着型特養を含め、広域型特養の設置を検討してまいりたいと思います。「特養の設置を進めてまいります」というふうには書かないで、「特養の設置を検討してまいります」という行政用語が入っているんですよ。これはどの程度を考えていたのか、それぞれがいいほうに解釈すればいいというふうに言われても困りますので、「設置を検討」というところは「設置を進めてまいります」というような方向に来ているのか、12月に質問して3月にも今やっているわけですから、その辺を酌み取っていただいて、これは町長が答えるべきなのか、姿勢の問題で、よろしくをお願いします。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） これは前回も私がお話し申し上げましたけれども、基本的にそれを必要とする方がいる限り、基本的にそれは進めていくべきだという考えを私は持っておりますので、そういう点でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 鶴岡議員、よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） わかりました。では、「進めてまいります」というふうになるということですね。ありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

○15番（鶴岡 巖君） はい、これで結構です。

○議長（森 佐衛君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 4 2 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

15 番、鶴岡 巖君の一般質問を行います。

鶴岡 巖君。

○15 番（鶴岡 巖君） それでは、引き続きまして国民健康保険について質問をしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

国民健康保険第 1 条（目的）には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」と記されております。

町は12月議会において、鶴沢一男議員の質問に答え、国保事業を長期的な計画により立て直したいと答弁されました。そして、「広報いちのみや」でも国保会計の現状を町民に知らせ、理解と協力を求めました。その中で、国保運営の安定化、財政の健全化への計画を示されましたが、その内容と具体的な道筋と関連することを伺いたいと思います。

まず一つ、国保は法律上、社会保障と位置づけられております。そして、医療のセーフティネットとして最後のとりでとなっており、所得の低い人たちが多く加入しています医療保険であります。

町の加入状況を見ますと、平成25年 3 月末では2,336世帯、全世帯比較しますと47.3%の方が加入しております。被保険者数で見ますと4,301人、人口比で見ますと34.5%近くの方が加入していることとなります。

国保の現状は、ご存じのように、社会保障であります国民健康保険税の負担が、逆に生活を脅かしています。その主な要因としまして、1984年までは、かかった医療費の45%が国の負担だったものが、それ以降かかった医療費の32%に引き下げられ、全体的に見れば実質25%となっております。それ以外の国庫補助が廃止され、実質国庫負担金の割合は3割を切っている状態です。そのため、多くの自治体では法定外繰り入れをし、保険料の上昇を抑え、国保事業を維持しようと努力しております。こうしたことに対して、町の認識を改めて伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目に、病気の予防としての生活習慣病対策としての特定健診、保健指導は重要であり

ますが、具体的に町はどのように進めているのか伺いたいと思います。

3番目、医師会と協議し、単価の安いジェネリック医薬品への切りかえによる医療費削減につなげたいとのことですが、これまでの医師会との協議内容と今後の方向性を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴岡議員の質問にお答えします。

まず第1番目の国保に対する町の認識ということでございますけれども、先ほど鶴岡議員からお話がありましたけれども、国健康保険法第1条の目的にありますように、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするということで、そういう考え方で、この制度が発足しているわけでございますけれども、この制度が今大変な危機的な状況にあるということは全国的な状況でございます。それが先ほど申し上げました一番最大の要因というのは、本来あるべき国費の負担比率が年々低下をしていて、それが一つの大きな構造的な原因であると、私もそのように考えております。

また、繰り返しますけれども、最終的にはいわゆる国民皆保険といえますか、日本が誇るこの国民皆保険制度の最後のとりでが、この国民健康保険制度でございますので、これを何としても維持しなければならないと思います。

先ほどお話ありましたけれども、特に担税力の弱い高齢者とか、それから無職者、そういった層が国民健康保険に集中しているわけでございます。ですからどうしても、加入している人たちだけの力では、なかなかこれは支え切れないということで、国のほうのそういった公費負担という制度が入っていて、この制度が成り立つわけでございますので、それが現在のような状況になってきますと大変苦しいということになっております。

私たちが市町村長の会議で、必ずこれが出てまいりまして、どこの市町村長さんも、この国民健康保険は大変頭の痛い問題でございます。そして、そういう状況の中で、保険税の負担を緩和するために、やむを得ない措置として、現在千葉県内54の市町村がございまして、そのうちの35の市町村が一般会計からの繰り入れをしております。例えばお隣のいすみ市さんでも、これを実施しております。

そして、これは市町村の数でいきますと65%ですけれども、いわゆる大きな市がほとんど実施しておりますので、保険者数でいきますと約85%の人口のエリアが、この保険税の一般

会計の繰り入れでもって、何とか保険税の負担緩和をしているという状況でございます。

もちろん、一般会計からの組み入れにつきましては、本来好ましいことではございませんので、これについてはほかの保険に入っている方々からの理解とか、協力がなければできないということもございますので、これについては十分に慎重にしなければならないと思えますけれども、そういった状況が現在あるということで、これについては私たちだけではなくて、再三再四、全国町村会とか、都道府県のほうからも再三再四、国に対して国費の調整拡大について訴えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次に答弁を求めます。

牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、鶴岡議員さんの2点目の特定健診、保健指導についてお答えいたします。

人口の高齢化による医療費の増大が大きな社会的な課題となる中、医療保険制度改革の軸として、特定健康審査、特定保健指導が平成20年度からスタートいたしました。

内臓への蓄積による肥満は、心筋梗塞や脳血管疾患等の高額な医療費や、人工透析等の長期の治療に結びつき、医療費増加の大きな要因となっています。

こうした病気の要因となる血圧、脂質、血糖等の異常が内臓脂肪症候群（メタボ）です。特定健診、保健指導はメタボの発生リスクの高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により、発症と重度化の抑制を図り、医療費の削減に結びつけることを目的としています。

具体的には、40歳以上74歳までの国保加入者を対象に年1回の特定健診と、メタボリスクの高い対象者に対する運動や食事等に関する保健指導の実施が義務づけられました。町では、毎年6月に特定健診の集団健診を保健センターで実施しています。

特定健診の受診率は平成24年度実績で約40.6%であり、千葉県内の平均受診率35.7%は上回っているものの、国の示している平成29年度の目標ですが、60%であり、まだまだであります。

また、特定健診の結果から血糖、脂質、血圧などに異常があった人は、喫煙習慣も含めて危険度により2つのクラスに分けられ、クラスに合った保健指導を受けることとなります。例えば、たばこを吸っている人で血糖、脂質、血圧のうち、一つでも異常があれば積極的支援者となり、また、たばこを吸わない人でも血糖、脂質、血圧の一つでも異常があれば、動機づけ支援者となり、6カ月間の保健師による保健指導を実施しています。

保健指導は、保健師や管理栄養士によるふだんの生活習慣、食事、運動、医療機関への受診状況を把握し、生活習慣を改善させる目的があります。専門職の人数に限りがありますので、一部業者委託や保健師のアルバイトをお願いをして実施していますが、検診結果に異常があり、保健指導を受けた人の受診率は平成24年度実績で約23.8%であり、低迷しています。

特に、生活習慣病の予備軍に対しては、電話連絡や訪問指導などの追跡調査を実施し、重症化させないことが重要ですので、町が取り組むべき健康課題は複雑化、多様化し、保健センターの業務量も多くなっていることから、訪問指導まで至っていないのが現状です。

こうした状況の中で、まず受診率向上のため、現在実施をしておりますが、特定健診未受診者に対するアンケート調査を実施し、受診しない理由を調査し、新年度以降の健診に生かしていく予定です。

また、新年度は尿酸値検査を新たに追加し、心電図、眼底検査の受診割合をふやすなど、健診内容の充実を図り、土曜日の検査日を追加いたしました。

また、新年度は保健師の欠員も解消されることから、未受診者に対する積極的アプローチと特定保健指導対象者、糖尿病予備軍の方に個別に介入し、早期発見、早期治療及び生活習慣病の改善について、継続した指導、支援を行い、医療費の削減に努めたいと考えております。

3点目のジェネリック医薬品についてでございますが、医薬品には一般の薬局、薬店で販売されている一般用医薬品と、医療機関で診療を受けたときに医師から処方される医療用医薬品があります。さらに、医療用医薬品には新しく開発、販売される先発医薬品、特許期間が約20年から25年あります。先発医薬品の特許が切れた後に、他の医薬品メーカーが同じ有効成分で、国の承認を得て製造、販売される後発医薬品があります。後者をジェネリック医薬品ともいいます。ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べて薬の値段が3割から5割程度安くなり、医療費削減につながることから国も使用を推進しています。

ジェネリック医薬品は欧米では広く普及し、数量シェアではアメリカが90%以上、ヨーロッパでも60から80%となっておりますが、日本では約40%程度にとどまっており、欧米諸国と比較して普及が進んでいません。

その理由の一つに、医療関係者の間でジェネリック医薬品の品質や情報提供、安定供給に対する不安が払拭されていないことが挙げられます。このような中で、ジェネリック医薬品は医師の処方が必要なことから、ジェネリック医薬品関係について推進するため、茂原市長生郡医師会と協議した結果、ジェネリック医薬品について、例えば同じ錠剤だとしてもコー

ティングの仕方や内部構造、その他添加物が変われば体内で溶け出す速度が変化したりするので、効き目が同じではないといった疑問や、全ての医薬品にジェネリック医薬品が製造されているわけではないなど、不安が払拭されていないことを挙げ、推進する場合は協議をお願いしたいとのことでした。

これを受けて、町では、新年度に医師会と協議をしながら、保険証発送時にジェネリック医薬品を希望しますシールを同封したり、医療費差額通知を一部の被保険者に通知して、ジェネリック医薬品の普及に努めたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） 3点質問しましたが、1問ずつ確認しながら再質問をさせていただきたいと思います。

最初に質問しました国民健康保険の考え方と法定外繰り入れについては、千葉県内54の市町村中65%に当たります35市町村で繰り入れを現在行っています。この中には一宮町は入っていないわけですね。

被保険者数の納入率で見ますと85.4%、都市部に集中しているというふうな答弁でした。実に県内でも多数の自治体で、既に一般会計からの国保会計への繰り入れをせざるを得ない、そのために繰り入れを行っているというような話がありました。

一方、町は今まで法定外繰り入れをしてこなかったんですが、先ほどの町長の答弁の中にはありませんでしたが、その考え方としては3つ、いつも挙げられております。

1つは特別会計ですから、特別会計の独立性があると。それから保険制度ですから、受益者負担の原則から適正ではないんだと。要するに、受益者が負担すべきだったというふうに言われていました。それともう一つは、国保に加入していない人に対して公平性を欠く、国保に加入している人以外の保険に入っている人に公平性を欠くのではないかという、そのために慎重にしなければならないと答弁されました。

私は、町は今年度の国保税を大幅に、例えばモデル世帯で4人家族で4万前後、大幅に値上げをしました。それでも国保会計の赤字が出る場合は、法定外繰り入れも考えなければならないとして、予算審議に町長は答えられていました。結果は、値上げだけが残り、法定外繰り入れはしないで済んだということになります。

町のこうしたやり方は、今年度ばかりではなくて、ずっとこの間続いて、法定外繰り入れはしないで済んだといいますが、実は結構値上げをしてきた。

ここから具体的な質問に入りますが、まず私は繰り入れすることは、国保に加入されていない人に対して公平ではないと、ずっと言われてきましたが、その認識を町長と討論したいと思います。ただしいと思います。被用者保険、いわゆる使用者がいる保険に入っている健康保険組合、それから公務員の共済組合、それから中小企業のような健保と言われている、要するに被用者保険に入らない人は全て国保に入る制度になっております。

国保はご存じのように、先ほど町長も答えられましたが、同じような趣旨でリストラされた人や病気などで退職された人、定年で退職された人、例えば町の職員でも退職しますと、国保に入ることとなります。職がない人など経済基盤の弱い人や所得の低い人たちが、最後の自分の健康を守るとりとして、国保等に入るわけです。

そういう国民健康保険と、大企業で働き盛りの多い人の健康保険組合、あるいは公務員として働く共済組合、中小企業で働く健康保険協会を同一に考えて、そして法定外繰り入れすることは公平なのか、不公平なのかと比較する事態が、私は誤りであるというふうに思います。

国保は、社会保障としての国保事業を考えることが公平ではないかというふうに私は思うんですが、そして国庫負担、公費負担増を含めた法定外繰り入れをしなければ維持できないような現状がまさに不公平と言えるのではないのでしょうか。改めて、この公平か不公平かという問題で、町長の国保の考え方を伺いたいと思います。

2番目に、特定健診と保健指導について質問しましたが、特定健診で異常のあった人への保健指導のさまざまな内容についての説明が、今担当課からありました。その中で、特定健診の受診率は約4割、6割の方が受診をされていません。国は平成29年までの最終目標を立てて、国は60%は健診を受けてほしいと、そこまで目標を定めています。

健診結果に異常があつて、保健指導を受けた人は健診を受けた人の中の23.8%。2割ちょっとの人が保健指導に乗っかってきてくださっているということでした。

町の現状認識では、これを高めていくためにということだと思えますが、特に生活習慣病の予備軍に対しては、電話連絡や訪問指導などの追跡調査を実施しています。重症化させないことが重要ですので、町が取り組むべき健康課題は非常に複雑化しております。そして、多様化し、保健センターの業務量も多くなっていることから訪問指導まで至っていないのが現状ですというふうに言われております。

例えば共済組合の役場の職員さんの例を挙げるのが一番わかりやすいですので、例を挙げさせてもらいますが、役場の職員さんは1年に一度健診を受けます。ほとんど100%ですね。何か体に異常があると、担当課に聞きましたら、本当に懇切丁寧な後追い後追いして指導を受けて、その結果まで求められると。ですから、重症になる割合は少ないわけですね。それほど親切丁寧にやってくださっている。それに比べて国保の場合は住民ですから、対象範囲が広いし、この人たちを特定健診して保健指導していくというのは並大抵のものではない。それを仮に60%まで上げていくとなると、これは大変な仕事になってきます。

兵庫県尼崎市の例を見ますと、保健師さんが先頭になってやっているそうです。そういう体制がないと、なかなかできない。そういうような状況の中で健康を守ることが医療費の減少となりますので、そうした取り組みがどうしても必要になります。そうした体制や組織づくりについて、再度どういうふうを考えているのか伺いたいと思います。

3番目のジェネリック医薬品の普及についてですが、これは再質問はしませんが、私の経験からしますと、血圧が高くて病院に行きますと、先生が処方箋を書いてくれて、隣の薬局へ行ってくださいということで、これは指示されるわけですね。それがジェネリックだか何だかわからないですよ。それはお医者さんが指示するから行くわけです。

ところが違うところで、ちょっと喉が痛いからと行きました。そうしたら今度は、ジェネリックにしますかと、懇切丁寧に薬剤師さんが説明してくれるんですよ。それで効果は同じですよ。ここに書いてあるように、ヨーロッパやアメリカでもほとんどジェネリックですよ。言われて、ジェネリックが安くなりますから、それにしてくださいというふうに頼みました。これを考えると、ジェネリックを普及するということは大変なことだなというふうに思いました。

まず、お医者さんが指示してくれないと、患者の立場からは何々してくれということとはなかなか言えない。これは再質問はしませんが、そういう専門性の高い問題でもありますので、医師会との協議の中では患者さんの立場から見てどうなのかということも含めて、協議してもらえればなというふうに思います。

1番目と2番目の質問についてお答え願いたいと思います。

○議長（森 佐衛君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴岡議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の国民健康保険事業についての質問でございますけれども、さっきの公平か不公平かという議論になると思うんですけれども、これは先ほどお話ししましたけれども、入っている方が全く違うわけですね。さっき鶴岡議員がおっしゃったように、大企業に勤めている方、あるいは公務員で身分が守られている方を対象としている、そういった保険と、それから先ほど言いましたように、リストラされた人とか病気で退職された人、あるいは定年で退職された人等も含めた、最後のセーフティーネットとしての国民健康保険というのは、そもそも成立の当初から違うわけです。

ですから、成立当初から違うので、そういう財政的な基盤が弱いために、先ほど鶴岡議員も話しましたように、かつては50%近い国費がこの中に入っていた。なぜ入っていたかといいますと、これはさっき言った国民健康保険法にありますけれども、中に書いてありますように、これはあくまで一つの社会政策ですね。要するに、社会保障という観点、そういう役割を果たすということで、そういう仕組みができていたと私は思います。

それが残念ながら、国のほうでも財政的な事情等もあったのでしょうけれども、それが年々、その負担が引き下げられた結果、その仕組みがなかなかうまくいなくなってきたということで、構造的な欠陥が出てきたということだと思います。

ちなみに、現在これが将来、国民健康保険につきましては、市町村ではなくて都道府県のほうにということで、国のほうからそういう提案がされております。それで、全国知事会と都道府県の間で、全国知事会と国の間でもって、これについて、今交渉中だというふうに聞いておりますけれども、そこではっきりと全国知事会のほうは国費を投入しなければ、国保の財政的な構造というのは転換できませんよと。ですから、都道府県が運営するというのは、あくまでも国費をもっとつぎ込んで、きちんとやっているとこの前提がなければ都道府県は受けられませんということをはっきりと申し上げているわけでございます。

ですから、そういう観点から、私のほうでも先ほど話しましたように、国に対して負担をふやしてもらいたいということで、ほかの市町村と一緒に要望しているわけでございます。

ですから、そういう観点から考えますと、そういう観点が一番、まず第一前提にあるということですね。

ただ、それがすぐ一長一短できないのであれば、しかもその結果、極めて当該市町村の国保の財政が苦しくなって、大幅に引き上げることが難しいという状況になれば、先ほど申し上げましたように、一般会計からの繰り入れもやむを得ないんじゃないかということで、多くの市町村では入れているということでございます。

それから、第2番目のこれからの医療費の抑制のために保健指導、そういったものについて、町としてはどういうふうに取り組んでいくのかということでございますけれども、先ほど話しましたように、確かにきめ細かな保健指導をするためには、どうしても保健師が主役になります。そういうことで、今の状況の中では保健師をある程度ふやさなければ、そういったきめ細かい保健指導というのはできないんじゃないかという認識を私は持っております。

先ほど、鶴岡議員のお話ありましたけれども、尼崎市においてそういった保健師が主役になって大きな役割を果たしているということで、これは私もテレビ見まして、実は一昨年、私は保健師のほうに尼崎市に行って視察をしていただきたいというお話をしたんですけども、尼崎市のほうで、ちょうどテレビで取り上げられたこともありまして、視察が殺到して行けなかったということで、ことしは長野県、全国で一番長寿県でございまして、保健指導の盛んな長野県の須坂市のほうに1月、保健師さんに視察していただきました。これからも保健師さん中心の体制をとっていきたいなと思っております。

そういうことで、去年は残念ながら欠員があったもので、余計その状況は苦しかったんですけども、ことしは保健師2人、また採用いたしまして、採用通知を差し上げておりますので、今年度はそういったことのないように、そういう去年、今までと比べますと、保健師体制を少し強化してやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員。

○15番（鶴岡 巖君） ありがとうございます。

町長と私が考えている問題意識というのは、ほとんど同じではないかなというふうに思えます。ありがとうございます。

それで、いただいた資料を見ますと、全国知事さんたちが出している内容がありますが、国保の赤字構造を解消することが前提だということで、そのためには国の責任と負担を一方的に都道府県へ転嫁するようなことは容認できないというようなことを、知事会で国に出しているということです。それから、町としても国、県の負担額をふやすよう要望していますということのようですので、議会としてでも、やはり町と連名でこうした要望を出すべきではないかと思いますが、森議長、賛成されるようでしたら首を振ってもらえればありがたいんですけども、ありがとうございます。ぜひ、議長さんがリーダーシップを発揮していただいて、国保の健全な財政運営ができるように、協力していけたらというふうに思います。

以上で、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） 以上で鶴岡 巖君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（森 佐衛君） 次に、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場でございます。

今議会は予算議会でありますけれども、4月から消費税増税に加えて、各分野で値上げラッシュの住民負担増のラッシュが始まります。住民の暮らしを守る町政の役割からして、それぞれへの対策を示し、住民を守る悪政からの防波堤としての町政を求めるものであります。

アベノミクスと言われる経済対策は、大幅な円安を招き、輸入原材料の高騰で生活関連品の値上げ、ガソリン、灯油、重油など燃料、肥料、農業資材の値上げ、電気ガス料金など公共料金も既に上がっております。加えて、4月からの消費税増税は住民を直撃する、既に上がっている諸物価をさらに押し上げるからであります。

消費税を5%から8%へ引き上げるだけでも8兆円、年金の削減や保険料引き上げなど社会保障改悪を含めれば、10兆円の負担増となる、そしてその負担率は低所得者層ほど重い。これまで労働者の平均月給は、16カ月連続で前年同月比のマイナスを示しております。長期にわたって減り続けている。政府は大増税を押しつける一方で、景気対策のばらまきを決めました。その内容は増税の被害者である国民向けではなくて、大企業への減税や大型公共事業がほとんどであります。8兆円の増税をして6兆円を景気対策としてばらまく、これは政府が増税の口実とした、社会保障や財政再建に全く役立たないことがわかつておきます。

一般家庭では、世帯年収が300万から400万円で、年間消費税支出は負担増分だけでも5万7,000円台から7万1,000円台に上り、年収300万円世帯では現5%の9万5,882円から15万3,411円に、年収400万円世帯では現5%の11万8,146円から18万9,033円に大幅にアップします。このような過酷な状況を迎える中で、1点目、農業振興策について伺います。

燃料や資材の高騰、重油、電気、ガス、段ボール、種子など、また畜産では加えて、飼料代などの大幅値上げは、先ほど指摘したところでありまして、消費税増税はさらに追い打ちをかけます。売り上げ1,000万円以上の農家は消費税納税事業者、こういうふうになるわけですが、収入金額1,000万円、経費率70%で現在税額15万円、8%になるとこれが24万円、10%で30万円と、収入が同じでも4月からは9万円のアップ、10%になれば15

万円アップの30万円になります。同じように、1,500万円農家では、現在の22万5,000円が4月から36万円、10%では倍の45万円になります。2,000万円農家でも同じような、30万が4月から18万円アップの48万円、10%では倍の60万円、過酷な課税となります。

各農業団体では、コスト高で経営が困難に陥り、このままでは容赦なく離農が進むと言われております。安倍首相は、施政方針に担い手が活躍できる環境を整えることが農業、農村の所得倍増を実現する道、こういうふうに言って自助努力の限界を超えたコスト高の中で、どう倍増を実現するのも全く、道の見えない状況になっております。

一宮町は、長生メロンで有名ですけれども、メロン栽培では5月ぐらいまで暖房を使っております。今、A重油価格は1リットル、前年比10円以上上がっております。90円台に突入しております。その辺に立っております重油タンク、1回入ると17万円の請求がまいります。

米づくり農家では生産調整の廃止を見据えて、米の直接支払交付金、これを5年間で廃止する、そのために今年度、26年度は半減の10アール当たり7,500円になる。米価変動補填交付金、これも2014年度予算では、2013年度分の価格暴落手当の予算が残りますけれども、14年度産米からは廃止になります。

政府は、40年続いた生産調整の見直しを行い、みずからの経営判断で作物をつくれるように、こういう農業を実現していくということで生産調整廃止方針を出して、主食用米生産が拡大することによる価格暴落を防ぐためにつくりやすい飼料用米や米粉米、ここに生産誘導をしておりますけれども、この分野では、流通備蓄の体制も整っておらず、販売先がないという事態も懸念されております。結局、米価下落は必至であり、大規模農家ほど打撃を受けることになりそうであります。

そこで、農業の担い手を少しでも勇気づけ、元気にする方策として、平成25年度農業委員会建議でも、新規就農者支援や中小規模農家支援の制度化を要望しましたけれども、香取市では5人組の営農組合育成支援として、面積10ヘクタール以上で農機具などを購入助成、総事業費の3分の1補助で上限900万という、市単独事業に取り組んでいるとのことでありま

す。

農家を直接励ます振興策を検討してほしいと思いますけれども、農業用機械リース事業は、農作業ヘルパーシステム、この構築などはJA長生が支援制度確立を目指しているということでもありますけれども、いつどんな形になるのか、この辺もまだ未定であります。

わかしお共済でも防除機などのリース事業を行っておりますけれども、対応窓口やPRな

どを積極的にお願ひしたいというふうに思います。特に、出荷組織に加入している農家はそれなりの情報入手の手段があると思いますけれども、新規就農者やその他の農家、国県補助事業の紹介や相談窓口をPRし、総合的な受け入れを含めて支援体制をとるべきだと思いますが、対応を伺いたいと思います。

私、農業振興策の基本は、人づくり、土づくり、道づくりだと思っております。人材を育て、よいものをつくる土づくりをする、そして販路を広げて経営を安定させる。この観点から常に農業施策を見つめ、何が足りないのか、何ができるのか、それぞれが何を努力し行政は何を援助するのか、ともに考えていきたいというふうに思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

次に、高過ぎる国保税問題について伺います。

先ほどの鶴岡議員の質問で深められてまいりましたけれども、特に法定外繰り入れの問題は、今後避けて通れません。現在の経済情勢のもと、国保税は医療分プラス支援分プラス介護分、この1人当たり調定額は、平成25年度で見ると一宮町は11万3,937円、全県54自治体の中で上から14番目、県平均よりも5,258円高い水準であります。長生郡市内ではトップ高であります。

今、私どもが実施している町政要望アンケートでも高過ぎるの声が多く寄せられております。国は、国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする、国保法の第1条でありますけれども、社会保障の位置づけをきちんとうたっているわけでありませぬ。

しかし、先ほども議論されておりましたけれども、国庫負担を削りに削り、以前のかかった医療費の45%負担をやめて、今総体で25%、素人が考えても国の社会保障という理念の放棄で独立採算でやれとか受益者負担の原則とか、指導する資格は全くないのではないのでしょうか。

一宮町だけが国保財政が厳しい、こういうことであれば、町のやり方が間違っているとかべらぼうに病んだ町とか言われますけれども、全国の自治体の多くが悩んでいるわけでありませぬ。千葉県でも54ある自治体の35自治体が、一般会計からの繰り入れをしなければ国保会計を維持できない、こういう状況は、いわば国の制度が異常で間違いであります。

引き続き、国、県への補助増額要望を強気に続けるとともに、法定外繰り入れで国保税の引き下げを、これは当初予算で他会計繰入金に概算計上をしておくべきであります。こういうことも含めて、政治決断をするよう強く求めて見解を伺うものであります。

次に、後期高齢者医療について伺います。

この問題でも、総体的観点は町民の暮らしをどう守るのか、住民負担をいかに抑えるのか、工夫はできなかったかと、こういう問題であります。

2月の広域連合議会で、平均保険料が1,064円上がり6万7,464円になりました。値上げ抑制財源の財政安定化基金65億円の一部、12億円を取り崩せば値上げせずに済んだのではないのでしょうか。6億円は値上げ分、あとの6億円分は低所得者負担軽減分であります。議会で原案可決ということですが、工夫で値上げを抑えられる以上、県広域連合に説明を求めるべきであります。この点での見解を求めます。

次に、介護サービスを低下させない取り組みについて伺います。

第185臨時国会で、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立し、これまで介護保険で要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを外し、市町村で行う地域支援事業で行わせるようになります。このことによって、市町村格差を生むおそれや重症化が進む懸念があると言われております。町として、サービス低下が起こらないようにすることができるのか、取り組みを伺います。

今回の介護予防給付から市町村で行う地域支援事業に移行するに当たって、社会保障推進千葉県協議会が11月に行った各自治体へのアンケート結果がまとまっております。回答率は54自治体中52自治体の96.3%であります。第6期介護保険計画の3カ年で、移行可能と回答した自治体は6自治体11.5%、不可能と答えた自治体は15自治体28.8%であります。判断できない、この回答は、31自治体59.6%。そして、不可能と答えた理由として主なものは、移行に当たり、従来の予防給付サービスの質の確保をしつつ多用な実施主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるような体制づくりが必要となるが、国からのガイドラインが示されていない状況で移行の可否を推測することは困難。サービスの質や提供料の確保及び保険者の事務負担などの観点から、完全に置きかえることは困難。平成24年度実績から見て今後も需要増が見込まれる中、現状で財源の裏づけがない。移行期間が短く体制が整えられない。厚労省は、訪問通所介護の2事業の移行を検討しているようである。対応する職員が不足している。地域で公平なサービス提供が困難。サービスを提供するボランティア、NPOの不足。権限や事務量等、具体的にどの程度市町村事業で対応するか、国から明確に示されていないので、現状では可能と判断できない。財源確保もさることながら人員配置、提供体制の整備が懸念される。人口規模が小さく、町内にサービス提供事業者が少ないために難しい。町単独事業として実施するには、財政的に厳しいなどなどで

あります。

そして、このアンケートを通じて、この問題についての意見を上げてくださいというところには、新しい地域支援事業は、市町村の裁量により実施することになるが、実施主体となる事業者の選定、認可、指定業務、それに付随する基準策定業務や管理システムの構築事務等の市町村にかかる負担ははかり知れないものであり、事業の骨格となる国からの具体的内容を含めたガイドラインの策定が必要。当初、厚労省は予防給付重視の方針であったが、国の財源不足の問題であるにもかかわらず、市町村の自主性尊重の考えのもと、安易に政策変更を図ろうとしている感がうかがえます。受け皿としての地域資源について不安がある。今後は、国の動向及び市の財政状況等を勘案しながら、現在行われている保険外のサービスと整合性を図っていききたい。制度についてもっと時間をかけて検討し、制度変更する場合は、制度移行の時間を含めて考えてほしい。あと幾つもありますけれども、同じような懸念を持っているわけでありませう。

それぞれ貴重な意見であり、また専門家の中には、要介護度の低い人たちがサービスを利用し、専門職とかかわる中で介護予防につながっていることも多い、要支援者には、認知症の高齢者も多く、介護予防を給付から外す、このことは国の推進する認知症施策であるオレンジプランにも逆行するものです。

オレンジプランというのは、去年出して、5カ年でやっていこうというようなことを出したばかりで、もう既に次の方向に移っているということで、こういう中で新制度であり、さまざまな意見もある中、取り組みをすることになるわけでありませう。サービス低下を招かない取り組みについて、伺いたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めませう。

小柳産業課長、お願いませう、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） 畑場議員ご質問のまず1点目の農業振興策を望むについて回答させていただきます。

畑場議員は、昨年10月に農業委員会の建議書を通して、新規就農者や中小規模農家の支援制度の要望を町に出されました。具体的には、新規就農者支援の受け皿づくりと中小規模農家の負担減を目的とした農作業ヘルパーシステム構築と農業用機械のリースの要望ということでしたが、町はJA長生に働きかけ支援制度の確立を目指し、JA長生に協力していきませう。

いと、この1月に回答させていただきました。

その後、JA長生と協議した中では、まず新規就農者支援の受け皿づくりとして講習会、あるいは農家の紹介、また農作業ヘルパーシステム構築は、要望の多い施設野菜、ねぎ栽培、そして水稻栽培について、それぞれ平成26年度から町と協力しながら手がけていくことになりました。また、農業用機械のリースですが、平成26年度からは難しいですが、二、三年以内に実現させたい意向とのこと。これについてもできるだけ早く実現するよう、町からもJA長生に働きかけていきたいと思えます。

今回の要望を込めたご質問は、それとは別に農家を励ます起爆剤となるような町の支援、農業振興策を検討してほしいということだと思いますが、一宮町の農業は水稻栽培だけでなく、施設園芸、梨、花卉、乳牛などさまざまです。どういった支援策が必要であるかもさまざまだと思います。それぞれの農家が国庫、県費補助事業を行いたい、また何人かでこういうことをしたい、あるいは購入したい、その際に町にこういうことをしてほしいなど具体的なご意見、ご要望を相談いただき、それぞれ検討させていただければと思います。そのご相談を受ける農業関係の相談窓口を4月から町に設置します。その窓口もPRしてまいりますので、国庫事業や町への相談事、要望等ご相談いただければと思います。

また、農業関係について組合等に所属していない新規就農者や中小規模農家では知らないことが多いようです。先ほど、秋場議員のお話のあった、例えば共済で扱う防除機など、そういったことも今後はそのあたりも踏まえまして、広報、ホームページ等を使い、細かく情報を発信してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 次に答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 2番目の国保税の引き下げについて、私のほうからご答弁いたします。

これにつきましては先ほど、鶴岡議員のほうにも回答したものと重複すると思えますけれども、国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度ということで、最後の受け皿となっているわけございまして、先ほど申し上げましたように、加入者の所得水準が大変低いということ、そして、年齢構成も高くて、逆に医療費の支出が多いということで、構造的な問題で国保財政が大変厳しい状態となっているわけございまして。

こういった中で、町としましては、できる限りその負担を抑えて努力してまいりましたけ

れども、このまま推移した場合、健全な国保運営が図れないということで、今年度やむを得ず税率を引き上げたわけでございます。被保険者の皆様方が大変な思いをしておられることについては承知しておりますけれども、なかなかそれが難しかったということでございます。

今後の推移でございますけれども、今年度の医療費の見込みといたしますか、それがまだはっきり出ておりませんので、その中でまたこれから考えていくわけでございますけれども、今の状況の中では、新年度、26年度ですが、年度途中で歳入不足に陥る可能性が極めて大きいというふうに私は聞いております。

その場合には、一般会計からの繰り入れをしなければやっていけないという形になってまいります。ですから、先ほど鶴岡議員にもお話し申し上げましたけれども、そういう状況の中で判断をしていくわけでございますけれども、最終的に国民健康保険を守るために、一般会計から繰り入れをして税率を上げない、あるいは税率を引き下げることになりますと、国民健康保険に入っていない方々の町民の皆様方に、十分に理解をしていただかなければそれができないわけございまして、そういう点もございまして、最終的には私のほうで政治決断をせざるを得ないような状況が出てくるのではないかと思いますけれども、今の状況は十分私は認識しております。

それから、もう一つ、あわせてお話しさせていただきますと、所得の低い方に対する軽減措置ということで、国のほうからは今回新たに、今までの低所得者への軽減策ということで5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するという形で事務連絡が来ております。これは具体的にどの程度、実際に効果があるのかどうか、まだはつきりわかりませんが、そういった措置も含めまして、それから先ほども話しましたけれども、ことしの3月までの今年度の医療費の増加等を含めて、最終的に決断をせざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 次に答弁を求めます。

牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、3点目の後期高齢者医療についてお答えいたします。

去る8月6日に提出されました社会保障制度改革国民会議の報告書の中で、後期高齢者医療制度については、現在十分定着していると考えられることから、今後は現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくという制度継続の方向性が示されました。

保険料率については、2年ごとに政令で定めることとされており、後期高齢者連合では、

平成26年、27年度の医療給付費等の費用の見込み額、国・県・市町村負担金、後期高齢者交付金等の収入の見込み額に照らし、2年間を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を定め、平成26年2月7日に開催されました千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会にて、平成26年、27年度の保険料率は所得割率7.29%を7.43%に、均等割3万7,400円を3万8,700円に、賦課限度額55万円を57万円に引き上げ、原案どおり可決されました。

財政安定化基金の活用について、後期広域連合に確認したところ、基金を設置、管理している千葉県と後期広域連合で協議した結果、国において制度存続という方向性が示されたことを踏まえ、本来の目的である予定した保険料、就農率を下回って生じた保険料の不足や給付の見込み額以上の増加等に起因する財政不足に限り、財政リスクの回避として活用し、保険料率の上昇抑制には活用しないこととしたそうでございます。

具体的な検討に当たり、厚生労働省では、財政安定化基金について、従来は後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、可能な限り保険料負担の増加を抑制することが必要との方針でしたが、今後も存続するという前提となり、方針の変更があったことや今回、仮に基金を活用した場合、その次の改定において保険料上昇抑制のためには、今回以上の措置が必要となり、そのための原資を確保するため、基金への積み立ても続ける必要があることなどを踏まえ、このように判断しましたとのことでした。

また、千葉県との協議では、25年度末の基金残高は約65億円が見込まれ、平成26年、27年度の財政リスクには対応可能と判断し、今回の算定では拠出しないことといたしました。そして、保険料率の上昇抑制については、約24億円ある保険料調整基金を活用していくとのことでございます。さらに、均等割保険料の軽減世帯の拡充によりまして、低所得者層の負担を軽減するとのことでもあります。

これらの保険料率等につきましては、3月の広域連合だより等により周知を図るということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（森 佐衛君） 次に答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 畑場議員からの介護保険制度の改正でございますが、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画から介護予防給付事業のうち、これまで要支援認定者の利用できる介護予防サービスから訪問介護と通所介護が新しい事業に移行されます。県での説明会では、次の3項目の説明がございました。

1点目として、要望給付の見直しとして、要支援者に対する介護予防給付のうち、訪問介護及び通所介護については、市町村の実情に応じ住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう地域支援事業の形式で見直す。

2点目として、市町村の事務負担等も踏まえ、平成29年度末までの地域支援事業に移行する。全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等によるものではなく、市町村の判断でボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の地域資源を効果的に活用していく。

3点目として、地域の実情に合わせて一定程度時間をかけ、既存介護サービス事業者の活用も含め、多様な主体による事業の受け皿の基盤整備を行うというものでございました。今後、運営基準や単価等の設定、どのような事業者の参入が可能かどうか、また具体的な町の受け入れ体制の構築等、サービスへの影響が危惧される点について、検討に時間を要するものと思います。また、郡内で連携して基準をつくることも可能かと思っておりますので、今後協議してまいります。

いずれにしましても、要支援認定者の皆さんへのサービス低下を招くことがないように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

14番、畑場議員。

○14番（畑場博敏君） どうもありがとうございました。

1点目の農業振興策については、対応窓口をつくってくれるということですので、ひとつ、その辺をPRしていただきながら、少なくなった農業者に大いに支援をしていただきたいと思います。

次に、国保問題でありますけれども、大体のところでは一致するんですが、最後のところがなかなか町長のほうは踏ん切れないと。そこで、いずれにしても事務作業としては税が確定して、そうすると、どのくらいの税収が上がってくるかでわかるわけです。ただ、問題はその以前の問題で、財政の担税力がないと、そういうふうになっておりますので、これは当初予算から、今回はもう当初予算出しちゃってありますから、当初予算から本来であれば他会計繰入金のところ一旦、暫定予算を入れておいて、それで微調整をする、それで引き下げる、こういう手順をぜひとっていただきたいというふうに思います。

今年度、25年度で上げた分で、ついに長生郡内で低かったところが一番トップに来て、さらに県内でも14番目という非常に不名誉なところに来ておりますので、これは一般会計からの持ち出しもやむを得ない。同時に、財政調整基金を崩すということではなくて、税の使い道として社会保障費という形の入れ方をするわけですから、税の使い方の問題ですね。町道1本整備するのをちょっと我慢してそっちに回すとか、そういうような考え方の転換で、これはできるわけですから、実践をしていただきたいというふうに思います。この点で答弁をいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療について再質問で伺いますが、最初の質問で出しましたように、財政安定化基金の活用、これは本来、可能な限り保険料負担の増加抑制に使う、これが方針であったわけでありまして、後期高齢者医療制度の廃止という問題は、これは政権が変わるほどの民意でありました。

制度継続に当たり、厚労省は財政安定化基金からの取り崩しの多い広域連合に圧力をかけている、これが実態です。千葉県あるいは千葉県の広域連合の説明が、財政安定化基金の目的について、保険料率の上昇抑制には活用しないと決めたとありましたけれども、これはあくまでも県の方針であって、東京都の場合には、この財政安定化基金、これは211億円あったそうであります。この財政安定化基金の145億円を活用して、保険料の引き下げの幅を抑えた、こういうような事例になっております。

ですから、財政安定化基金は、保険料率の上昇抑制には活用しないのではなくて、これは法律の縛りではない、要するに厚労省の指導であります。国保や何かと同じであります。ここをきちんと見ていただいて、財政安定化基金を保険料抑制に使う使わないは、県や連合の姿勢の問題であります。十分ある基金を保険料抑制に使えと、これは厳しく申し入れるべきであります。実際に払う側の年金者の皆さんとか、毎年年金は減らされていきます。しかも天引き保険料、こういったものがふえている。消費税や公共料金は上がる。この高齢者の暮らしに寄り添う、そして改善を図るのが首長の務めであります。この点で厳しく申し入れをしていただけるかどうか見解を求めたいと思います。

介護サービスの問題で一言。新しい制度で次期保険計画の中で移行しなさい、こういう指導でありますけれども、一口に移行するといっても、デイサービスとか、訪問介護のヘルパーさんの仕事、これが大幅に変わって、町のボランティアとか多様な主体というふうに表現してありましたけれども、要するに、専門職じゃなくなる可能性が十分あるわけですね。こういう中で、利用者が不便を来さないように、低下しないように、これは大変時間の短い中

でやるというのは大変な作業だというふうに思います。

しかし、担当課のほう頑張っサービスを落とさないようにやる、こういうふうに言っ
てくれておりますので、タイムスケジュールに基づいて、どの辺まで移行して準備がどうな
っているのかというのを定期的に報告を求めたいわけでありませけれども、この辺の回答を
お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから、今国保税の引き下げの関係で、後期高齢者医療につ
いて答弁して、最後のほうは担当課長から話していただきたいといます。

先ほど、畑場議員からお話がありました一般財源の繰り入れという考えるんじゃないで、
要するに税金の使い道で、社会福祉費をそれだけふやすという形、考え方でいけば、当初予
算から入れられるんじゃないかというお話を、最後に伺いました。いろいろな見方があるな
ということ、今の考え方については、私も検討させていただきたいといます。

それから、2番目の後期高齢者医療についての申し入れについては、私はまだ勉強不足で
ございますので、勉強させていただきたいなと思っております。

3番目の次の介護保険については、担当課長から答弁をお願いしたいといます。

○議長（森 佐衛君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 介護保険の関係なんです、26年度にこれから介護保険の6
次計画の策定委員会も始まりますので、そういった計画の中での協議の内容の経過について
を、逐次、またご報告させていただきたいといます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） よろしいですか。

以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（森 佐衛君） 次に、志田延子君の一般質問を行います。

8番、志田延子君。

○8番（志田延子君） 8番、志田です。よろしくお願ひいたします。

きょう最後の質問になりますので、簡潔にしたいと思っております。それでは、一問一答方式でお願いさせていただきます。

まず、グリーンラインのその後の進捗状況について、私を含め同僚議員の方からも何度も質問がされていますが、圏央道が東金まで開通し、約1年が来ようとしております。思ったよりも交通量が多く、いすみ市は神奈川県観光協会と連携を図り、観光客の誘致等取り組んでいらっしゃいます。鶴舞インターから海岸方面にアクセスするには大変であり、長南インターからグリーンラインの接続を望んでおり、いすみ市、それから御宿町と一緒に働きかけができるならと考えていたところ、去る1月22日にいすみ市、御宿町、睦沢町、一宮、長生村の首長、議長等の関係者が国へ陳情に行かれたようですが、そのときの状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今、志田議員からお話しありましたけれども、圏央道が開通したわけでございますけれども、圏央道から、いわゆるアクセスの道路によって、かなり効果が変わってくるということでございまして、例えば、今までは県庁に私たちは出張するとき、長南とか、向こうのほうは時間かかったんですけども、今は逆に向こうのほうに近いわけですね。そういうことで、本当にアクセスラインの重要性というのは再認識しております。そういうことで、これにつきましては、特に睦沢の町長さんである市原さんも同じような見解でございまして、一宮と睦沢が中心になって、このグリーンラインの開通をしなきゃいけないということで話し合っただけです。

そういう観点で、そして先ほどお話しありましたけれども、御宿町、そしていすみ市さんにおきましても、長生グリーンラインができなければ、その先の道路ができないわけですね。ということでお話をしていたところ、快く協力していただきまして、1月22日に早期事業化に向けまして、国のほうに要望いたしました。

具体的には、この地区選出の森 英介衆議院議員、そして石井準一参議院議員、そして国土交通省の中原大臣政務官、それから増田事務次官ということで、関係部署に陳情を行いました。そしてやはり、そこでも改めて感じたことなんですけれども、道路を早くつくってほ

しい、整備してほしいというのは全国津々浦々にあるわけですね。そして、それにもかかわらず、国の財源というのは切迫しているわけでございます。ですから、これはやはり、一生懸命に努力をしたところに予算がつくというのが実情でございます。それは改めて、また痛感した次第でございました。

千葉県におきましても、圏央道が開通したということで、木更津・東金間が開通したということで、千葉県のほうの首脳部の考え方、要するに森田知事の考え方もアクセスラインの中で一番重要な道路として、銚子連絡道と、そしてこの長生グリーンラインが2つ挙げられておりました。ですから、県のほうでも、この長生グリーンラインの早期開通がやはり重要だという認識をしております。そういうことで、環境はかなり前とは変わってきたなと思っております。

そういうことで、この工事につきましては、これからも粘り強く何度も陳情を行い、国、県の早期の着手要望をしていきたいと思っておりますので、ぜひ議員の皆様方にもご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

志田議員。

○8番（志田延子君） 再質問というよりも、本当に何度も何度もお願いに上がる、例えば同じようなことをお願いに上がっても、年に一、二回のところでも10回来ればやっぱりこっちのほうが10回来ていて急いでいるんだなと思って、人間の情としては、何度も何度も来てくれたほうに先にやってあげようという気持ちになるそうですので、ぜひ私たち議員のほうでも、議員連盟でも何度も要望とかをさせていただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、あと茂原市が余り意欲的でないということですが、睦沢さんなんかも早くから用地買収、それから土地も積み上げてありますので、そういうところから先にやっていただくのも考え方の一環かなということで、特に県土整備部長がどこに行ってもグリーンラインのことをおっしゃってくださっているというので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

次に、2番目の町の各種委員会に女性の登用を。

町の人口は、平成26年2月1日現在、1万2,462人のうち、男性が6,120人、女性6,342人

で、女性のほうが上回っているわけです。このように200名以上、上回っている女性がいる中で、町の委員会の男女別の一覧を見たところ、女性委員が1名も参加していない委員会が多数ございます。そして、農業委員さんも県のほうから何度も、女性の委員を2名以上登用してほしいというふうな依頼があると伺っております。

町にはいろいろな委員会がありますが、ぜひとも女性の登用をお願いしたいと思います。それと、一覧表を見させていただきますと、充て職というのが随分多いんですね。もちろん充て職も結構ですけども、もう少し柔軟な考え方を持って、いろいろと人材がいると思いますので、本当に女性の登用をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。お考えをお聞かせください。

○議長（森 佐衛君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 町の各種委員会におけます委員の選任の状況でございますけれども、これは条例等の規定に基づきまして、各委員会を所管しております各担当課が中心になりまして、今まで行っているのが実態でございます。

特に質問のありました女性のいない委員会、または少ない委員会は、比較的委員の数自体が少ないような場合とか、あるいは充て職で委員を選出しているような委員会に多い傾向がございます。私も職員に調べさせたんですけども、現在、一宮町の委員会の委員の数の総数は約500名、514名というのが今出ておりますけれども、そのうち女性が100名ということで約2割程度です。しかも、その100名の中には、食生活改善推進委員というのが45人いらっしゃいますので、これを除いてしまいますと、1割ちょっとしか女性の方が参加をしていないというのが実情でございます。

そういうことで、これは国会でも、安倍首相が女性の社会進出とか女性の活用ということを盛んにおっしゃっておりますけれども、政策の決定過程に女性の視点とか意見を取り入れることは、大変重要な施策だと考えておりますので、これは志田議員のおっしゃるとおりだと思いますので、取り組みの一環といたしまして、先月行われました防災会議におきましては、それまで女性委員はゼロだったんですけども、女性委員3人を追加委嘱して入っていただきました。

これから、各種委員会ごとに改選の時期がございますけれども、委員会の事務局となる課に女性委員の積極的な登用について、積極的な働きかけを行っていきたいと考えております

ので、ぜひご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

志田議員。

○8番（志田延子君） ありがとうございます。

特に、今回、都市計画マスタープランとか都市計画審議委員、これから先の一宮の将来を考える上で、こちらの委員会には女性が1人もいないんですよね。本当に、ぜひ女性の登用をお願いしたいなと思って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 佐衛君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時38分

○議長（森 佐衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第6、議案第1号 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの1ページをお開きください。

議案第1号 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例の制定についてご説明いたします。

一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例を次のように制定するものでございます。

この条例は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定する事業計画を3年ごとに作成するための委員会の設置を定めようとするものです。これまで要綱に基づき協議を行い報酬で支出していませんでしたが、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例で定めるところによるものとされていることから、新たに条例を制定並びに報酬

の見直しを行うものです。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

また、会長並びに委員報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中に「委員会会長 半日額4,000円」、「委員 半日額3,500円」を追加するものです。

なお、本条例の施行に伴い、一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置要綱は廃止いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第7、議案第2号 一宮町民生委員推薦会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの4ページをお開きください。

議案第2号 一宮町民生委員推薦会条例の制定について、ご説明いたします。

一宮町民生委員推薦会条例を次のように制定するものでございます。

一宮町民生委員会は、町の附属機関として、民生委員・児童委員の3年ごとに行われる一

斉改選及び欠員が生じた場合に、委員の選任を行っております。これまで、規定により審議を行い、報酬で支出していませんでしたが、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例で定めるところによるものとされていることから、新たに条例制定並びに報酬への見直しを行うものです。

附則でございますが、施行期日として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に「一宮町民生委員推薦会委員 日額3,500円」を加え、従前の一宮町民生委員推薦会に関する規程を廃止するものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 一宮町民生委員推薦会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第8、議案第3号 一宮町障害者施策推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの7ページをお開きください。

議案第3号 一宮町障害者施策推進協議会設置条例の制定について、ご説明いたします。

一宮町障害者施策推進協議会設置条例を次のように制定するものでございます。

現在の一宮町障害者計画推進協議会は、町の附属機関として一宮町障害者計画及び障害福祉計画に関する調査、審議を行っております。これまで要綱に基づき協議を行い、報酬で支出していませんでしたが、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例で定めるところによるものとされていることから、新たに条例を制定並びに報酬への見直しを行うものです。

附則でございますが、施行期日として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

また、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に「一宮町障害者施策推進協議会委員 日額3,500円」を加え、従前の一宮町障害者計画推進協議会設置要綱を廃止するものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 一宮町障害者施策推進協議会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第9、議案第4号 一宮町ウミガメ保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳産業観光課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） お手元の資料、9ページをお願いしたいと思います。

議案第4号 一宮町ウミガメ保護条例の制定について。

ウミガメは、本町の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であり、かつ学術的及び文化的価値を有することから、町及び町民等が一体となってその保護を図り、もって将来の町民にこれを共有の資産として継承することを目的とします。

また、条例にはうたっておりませんが、この条例を制定することによりまして、一宮町はウミガメが来るという、一宮町の海岸環境面のすばらしさを一宮町の魅力としまして、その魅力を町内外に、全国にアピールし、観光面にもつなげたいというのもこの条例制定の目的と考えています。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行します。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町ウミガメ保護条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第10、議案第5号 魅力ある海岸づくり基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳産業課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） それでは、お手元の資料10-2ページをお願いいたします。

議案第5号 魅力ある海岸づくり基金条例の制定について。

一宮町には、年間30万人にも及ぶサーファー客が訪れていますが、イメージアップを図り、サーファーや海水浴客に喜ばれる一宮海岸にしたいと考え、平成25年度から有料駐車場を開設し、その利益を整備資金の一部に充てることにしました。本条例は、それを実現していくために制定するものでございます。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 魅力ある海岸づくり基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第11、議案第6号 一宮町社会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田邊教育課長、どうぞ。

○教育課長（田邊勝美君） それでは、議案の10-3ページをごらんください。

議案第6号 一宮町社会教育委員条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

一宮町社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

一宮町社会教育委員条例第1条に2項として、社会教育委員の委嘱の基準について規定を加えるものです。

2、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

改正の理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、社会教育法の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準については、今まで法律で定められていましたが、文部科学省令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとされたことにより、条例で規定するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 一宮町社会教育委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第12、議案第7号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの11ページをお開きください。

議案第7号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、平成26年4月1日から消費税5%から8%の引き上げに伴い、国より手数料、使用料について、消費税引き上げに伴う税負担は、適正な転嫁の確保に取り組んでいただきたいとのことであり、町の各施設の使用料を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例は、第1条の東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例、第2条の一宮町宮の森霊園の設置及び管理に関する条例、第3条の一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、第4条の一宮町市民農園設置管理条例、第5条の一宮町公民館設置及び管理に関する条例、第6条の一宮町宮野球場の設置及び管理に関する条例、第7条の一宮町宮テニス場並びにゲートボール場の設置及び管理に関する条例、第8条の一宮町振武館の設置及び管理に関する条例、第9条の一宮町GSSセンターの設置及び管理に関する条例、第10条の一宮町創作の里の設置及び管理に関する条例でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏議員、どうぞ。

○14番（畑場博敏君） 今の提案理由の説明の中で、4月から8%になる消費税を手数料、使用料等に適正に転嫁することという指導のもとに改正したということでもありますけれども、この中の条文を見ますと、第3条の農業集落排水処理施設関係は消費税が転嫁されて、またそれを納めるという状況でありますけれども、それ以外のところは、町民サービス料であって、もらった消費税をどこにも納めることなく町に入ってしまうということで、これは町民のサービス料ですから、転嫁することはまずいのではないかというふうに考えます。

逆に、町には消費税が上がれば、その分また地方消費税交付金ということで金額が入ってまいります。ことしの予算書を見ても、25年度は9,000万だったところが26年度は1億600万、交付金として入るといふ計画になっておりますので、ここで転嫁するというのは、単に精神論ではないかというふうに思います。

そういう点から、これは全部に対して転嫁すべきではないということで反対したいと思

ます。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。

7番、吉野繁徳君。

○7番（吉野繁徳君） 議案第7号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例に関して、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例改正は、平成25年10月1日、政府が消費税と地方消費税率の引き上げ、それに伴う対応を閣議決定し、それにより消費税がこの4月1日より引き上げられる、このことによる一部改正でございます。

消費税の改正は、国民に広く税負担を求めるべき高齢化時代の対応、さらに地方分権に伴う財源確保を図る策としてやむを得ないものであると考えます。消費税の引き上げに当たっては、円滑、適正な転嫁の確保を図る、国からそのように求められており、税負担の公平性を確保するため、消費税相当額を使用料に転嫁することを基本として対処し、条例、規則等の必要な措置を講ずることとしております。

また、消費税の引き上げに伴い、公共サービスの提供に必要な経費にかかる消費税の負担も増加しております。消費税は、最終的にサービスを受ける利用者に負担していただくこと、消費者が納めていただくことを原則としている税であります。少子高齢化や厳しい財政状況のもとで、社会保障の財政を安定的に確保し、将来にわたり持続可能な制度を維持、強化していく国の税制度にのっとった必要最小限の改正であることを申し述べまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 東浪見コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（森 佐衛君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第13、議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの14ページをお開きください。

議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、14ページの中ほどの第4条第6項では、55歳を超える職員は人事院勧告により、給与は依然として民間との格差が一定程度見られることから、国に準じて標準の勤務成績では昇給しないこととするため、規則を定めるものです。ただし、22ページからの附則第2項では、千葉県人事委員会勧告に従い、55歳以上を超える職員は当分の間、勤務成績が標準な場合は1号給昇給させることができるものとするものでございます。

14ページの第23条の住居手当につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告により、ほかの都道府県及び民間の支給状況などを考慮し、自宅にかかる住居手当は廃止、廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずることが適当であるとのこととございます。それに伴い、23ページ第3項により、廃止に当たっては経過措置を設け、現行の4,300円を平成26年度で3,000円、平成27年度で1,500円、平成28年度で廃止するものでございます。

15ページの別表第1中の行政職の給料表の1級から3級、その後のページの技能労務職の1級から2級、医療職の1級から4級までの若年層、おおむね20歳代の職員につきましては、給料が民間との間に差が生じている状況にあることから、県の人事委員会勧告に伴い、給料月額100円から2,300円を引き上げるために、給料表を改正するものでございます。当町の対象者は、26人の予定です。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、反対はしませんが、質疑の中で質問点を出した後、それを確認した後、要望、意見を出して賛成に回りたいと思いますが、まず2点質問したいと思いま

すが、今、峰島課長のほうから説明がありましたけれども、55歳以上の定期昇給をストップさせると。国のほうは2号俸はストップだけれども、千葉県人事委員会のほうでは1号俸ストップで済んだということですが、本町の55歳以上の方のいわゆるラスパイレス指数で見た場合に、どういう傾向になっているのかということが1点。

それから住居手当については、自宅が経過的に廃止になりますということですが、アパートとか、それから貸家を借りている方は存続するのかなのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 佐衛君） お答え願います。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、ラスパイレス指数の関係からですが、実は平成25年4月1日付でラスパイレス指数につきましては、当町では一人一人のラスパイレス指数を町独自に一応試算しております。その中で、55歳以上の職員のラスパイレス指数は、一定のばらつきはありますが、25年4月1日時点では、55歳以上の職員につきましては、ほぼ町の試算では100%となっております。

そして今度は借家、住居の関係ですけれども、持ち家にかかわる住居手当は廃止でございます。ただ、アパート等の家賃を支払っている者につきましては、今までどおり、月額も変わらず支給するものでございます。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 答弁が終わりました。

鶴岡議員、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 要望を出したいと思います。

まず住居手当のほうは、今のご時世の中で自宅を持っている方、例えば親のうちの職員が跡をとって自分の名義になったという場合も含めて手当が出ていたけれども、それはなくなりますよということですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○15番（鶴岡 巖君） それでよろしいですね。それはいたし方ないのかなというふうに思います。それで、今回の条例の提案は、全職員の給料表として出ておりますので、中身を見ますと、若い人は改善されているようですし、55歳以上の人は今説明がありましたように、ラスパイレスは、いわゆる国家公務員並みになっているというふうな説明がありました。そういうことで、これはしょうがないのかなという、不満はありますが、しょうがないのかな

というふうに思います。

それから、ただもう少し詳しく見てみますと、40歳から50歳までの職員の方がまだまだラスパイレスから見ると、改善がおくれているというふうに思われます。この辺の問題と、それから55歳以上の方が定期昇給がストップするということは大変なことでもありますので、特に退職金などを考えますと、最終月額での給料表が試算の根拠になってきます。

そういうことも考えたりしますのと同時に、ここ数年、決算委員会でも指摘されておりましたし、管理職手当がひどいところになりますと、2倍以上の開きがあるというふうに、一宮町の管理職の皆さんと、それからほかの長生郡市の市町村の市、町によっては、2倍以上の開きがあると。ちょうど今、機構改革が行われるそうですので、管理職の負担も強くなっていくというふうに思われますが、早急に管理職手当の改善をしてほしいなというふうに思います。仕事が大変な中で、だんだん責任が重くなってきて、非常に忙しそうにも端から見ても見えます。そういう改善を求めて賛成したいと思います。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第14、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの24ページをお開きください。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、職場において、職員の健康管理等を効果的に行うために医学の専門的な知識が不可欠なことから、50人以上の職員を使用する事業主は産業医1名以上選任し、健康管理等を行わなければならないとされております。職員の心身の故障などに対する必要性や職員の健康を確保するため、産業医を選任するに当たり、産業医に支給する報酬の額を定めるため、非常勤の特別職の職員の報酬額を規定した本条例を一部改正するものです。

別表第1中の「学校薬剤師 年額3万9,100円」の次に「産業医 月額2万円」を加えるものです。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第15、議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの25ページをお開きください。

議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の今回の改正につきましては、町長、副町長及び教育長の給料は、平成26年3月31日まで減額するものを平成27年3月31日まで減額期間を延長するものでございます。減額率は、町長、副町長は20%、教育長は5%です。減額の合計は、1年間で377万1,000円となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第16、議案第11号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの26ページをお開きください。

議案第11号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定について、ご説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

平成25年度一宮町一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,280万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,033万5,000円とするものでございます。

継続費の補正、第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正によるもの。

繰越明許費の補正、第3条、繰越明許費の追加及び変更は、第3表繰越明許費補正によるもの。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正によるもの。

31ページをお開きください。

第2表の継続費の補正ですが、今回は変更です。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業の補正前の総額は6億4,908万8,000円で、補正後は6億5,846万6,000円です。この事業は、契約条項に基づき労務費のアップにより増額するものです。

32ページをお開きください。

第3表の繰越明許費ですが、追加で7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は道路ストック総点検事業で、国の補正予算による法面点検で金額は150万円です。

その下の変更で、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名は町道1-7号線道路改良事業で用地買収と工事費で、補正前の金額は2,717万4,000円で、補正後の金額は2,750万2,000円でございます。

その下の10款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、事業名は町道1-2号線災害復旧事業で、補正前の金額は2,000万円で、補正後の金額は1,091万7,000円です。これは災害復旧査定の結果に基づく減額をするものです。

次に、33ページをお願いします。

第4表の地方債補正ですが、変更といたしましては、起債の目的は公共事業等債、町道1-7号線道路改良工事の補正前の限度額は1,330万円でしたが、補正後は1,300万円とするものです。

そして、その下の緊急防災・減災事業の災害対策費の補正の限度額は1,360万円でしたが、補正後は1,050万円となりました。これは一宮中学校の体育館、GSSセンターの駐車場の照明灯の設置、GSSセンターと振武館のトイレの改修等の設計委託料、工事費が入札により安価となったため減額するものでございます。

次に、42ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

42ページの1款議会費から71ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により、説明をさせていただきます。

今回の補正は、平成25年度の精算確定等によるものでございますので、基本的に減額部分の説明は省略させていただきます。

初めに、45ページをお願いいたします。

ふるさと応援事業の201万3,000円は、ふるさと応援基金として125名の寄附と利息でございます。

次に、47ページになります。

新庁舎建設事業のうち、工事請負費の新庁舎建設工事、937万8,000円は契約条項に基づき、労務費のアップを補正するものです。その下のネットワーク設備工事の△1,298万円と、防災情報システム設備工事の△1,029万円は、平成26年度に実施するため先送りするものでございます。

中ほどの財政調整基金の1,785万6,000円は、交付税等の余剰金を基金として積み立てするものでございます。

そして、公共施設整備基金の1億円は、これも交付税の余剰金を基金として積み立てをするものでございます。

続きまして、少し飛びまして51ページをお願いいたします。

介護給付事業のうち、扶助費の900万円は障害者の介護の付き添いなどのヘルパー派遣による費用が増加したため、補正をするものでございます。

その下の償還金利子及び割引料の483万3,000円は、平成24年度の負担金を多くもらい過ぎたための精算です。

次に、55ページをお願いします。

愛光保育園委託事業の259万2,000円は、保育の国の単価の改正及びゼロ歳児と4歳児の増加により委託料を補正するものです。

管外保育委託料の80万2,000円は、保育の国の単価の改正及び児童数の増により補正するものです。

その下の保育所整備基金の5,000万円は、交付税等の余剰金を基金として積み立てするものです。

次に、また飛びまして61ページをお願いいたします。

道路維持管理事業のうち、工事請負費の100万円は2月15日の雪と大雨により、憩いの森付近で土砂崩れが発生し、土砂の撤去及び町道補修工事の費用でございます。

その下の道路新設改良事業のうち、委託料の150万円は国の補正予算による法面の点検委託料です。

その下の工事請負費の584万5,000円は、町道1-7号線道路改良工事の費用です。

一番下の上総一ノ宮駅周辺環境整備基金の3,000万円は、これも交付税等の余剰金を基金として、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金に積み立てするものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

一番上の振武館管理運営費の工事請負費28万円は、1月に振武館の塀にいたずら書きをされ、入り口の瓦も割られたため、今回防犯カメラを2機設置する費用です。

次に、36ページ、37ページをお開きください。

歳入につきましては、36ページの10款地方交付税から41ページの21款町債までにつきまして、各ページともこちら右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

初めに、37ページの一番上になりますが、地方交付税の1億1,307万4,000円は、普通交付税の決定によるものです。

その下の児童福祉費負担金の1,173万3,000円は、町の4保育所等の保護者からの保育料。一つ飛びまして、同級他団体負担金の560万6,000円は、東日本大震災に伴い、宮城県気仙沼市に災害派遣した職員1人の給与等の負担金です。

社会福祉費負担金のうち、介護給付費負担金の450万円は、障害者の介護付き添いなどのヘルパー派遣が増加したため、国の負担金を補正するものです。

そして、その下のほうの児童福祉費負担金の443万7,000円は、愛光保育所の児童が当初見込みより増となり、国の保育の単価の改正も含め、国の負担金を補正するものです。

一番下になりますが、総務費補助金の1億2,639万は、町道1-10号線の通学路の安全対策工事や、橋梁やトンネルの点検委託等は、国の補助率は55%で残りの事業費の45%が単独費となり、この単独費を借り入れることにより、8割が交付金として補助されるため補正をここでするものでございます。

続きまして、39ページの社会福祉費負担金のうち、介護給付費負担金の225万円は、障害者の介護付き添いなどのヘルパー派遣が増加したため、これは県の負担金を補正するものです。

その下のほうの児童福祉費負担金の221万8,000円は、愛光保育所の児童が当初見込みより

増となるとともに、国の単価の改正により県の負担金を補正するものです。

一つ飛びまして、保険基盤安定負担金の236万7,000円は、国保会計の軽減分の援助について、実績により精算をするものです。

そして、児童福祉費補助金の244万3,000円は、保育所の一時保育分として、安心子ども基金事業費補助金として補正するものです。

次に、41ページをお願いします。

一番上の基金利子の124万円は、各基金の利子でございます。

その下の一般寄附の185万3,000円は、ふるさと応援基金等の寄附金です。

介護保険特別会計繰入金の286万1,000円は、平成24年度の介護保険特別会計から精算により返ってくるものでございます。

財政調整基金繰入金の△1億2,123万1,000円は、交付税の確定と地域の元気臨時交付金により、財源不足が解消されたため減額をするものです。

その下の庁舎建設基金繰入金の△4,000万円は、備品購入の残金とネットワーク関係を平成26年度に先送りしたため、減額をするものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

2番、鵜沢議員。

○2番（鵜沢一男君） この補正によって、財調並びに主要基金の見込み残高について説明を求めます。

○議長（森 佐衛君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、平成25年度基金年度末残高ということでよろしいでしょうか。

財政調整基金が10億6,000万円。そして、庁舎建設基金が1億400万円。上総一ノ宮駅周辺環境整備基金1億3,300万円。大塚実海と緑の基金が9,800万円。公共施設整備基金1億5,000万円。保育所整備基金1億円。大きいところを今申し上げましたが、一般会計で17億4,500万円です。

そして、特別会計4会計ございますが、それを含まれますと合計で18億600万円となります。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 鵜沢議員、よろしいですか。

○2番（鵜沢一男君） ありがとうございます。

○議長（森 佐衛君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 平成25年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第17、議案第12号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞ。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、議案つづりの76ページ、77ページをお開きください。

議案第12号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定について、ご説明申し上げます。

77ページでございますが、平成25年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,533万4,000円とするものでございます。

それでは、86ページ、87ページをお願いいたします。

まず歳出でございますが、大きなものから説明させていただきます。

第2款の保険給付費でございますけれども、1目の一般被保険者療養給付費ですが、こちらにつきましては、インフルエンザ警報等も発令されておりまして、2,991万4,000円の増額

でございます。2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、減額となっております。483万2,000円の減額であります。

次に、2項の高額療養費でございますけれども、一般被保険者につきましては一般分については増額の1,562万1,000円です。あと、退職につきましては、療養諸費と同じで減額の79万8,000円でございます。

次に、88ページ、89ページ、次のページをお願いいたします。

2款の保険給付費の3項出産育児諸費でございますけれども、こちらにつきましては、210万5,000円の減でございますが、出産育児一時金、人数の5人分の減でございます。

それと、3款の後期高齢者支援金の関係でございますけれども、こちらにつきましては、後期高齢者の関係、保険料の4割分を納めるんですけれども、279万9,000円の減でございます。

では、歳入のほうに入ります。

82ページ、83ページをお願いいたします。

まず1款の国民健康保険税でございますけれども、一般被保険者、退職被保険者とも増となっております。それぞれトータルしますと2,546万円の増でございますけれども、この理由といたしまして、12月末の調定異動によりまして、年度内の増が見込まれるため今回増額補正をするものでございます。

次に、3款の国庫支出金でございますけれども、1,287万9,000円の減でございます。療養給付費の負担金でございますけれども、こちらにつきましては交付金や保険基盤安定繰入金等の関係で減額となっております。

次に、国庫補助金でございますけれども、810万2,000円の減でございますが、こちらにつきましては、前年度の10月診療分から当該年度の11月診療までが対象で、その対象医療費の減によるものでございます。

次に、5款の前期高齢者交付金でございますけれども、こちらにつきましては、3,240万3,000円。これにつきましては、前期ですので65歳以上から75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するものでございまして、加入率が上回っているのです、この分が3,200万増額でございます。

それと県支出金でございますけれども、こちらにつきましては県補助金818万円減ということで、これにつきましては定率の国庫負担金と国の財政調整交付金との関係で減額が見込まれるということでございます。

一番下の共同事業の交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金でございます、304万7,000円。これにつきましては、1件当たり8万を超える医療費が対象でございます、国保連合会からの交付金でございます。

次に、84ページ、85ページでございますけれども、一番上の1,135万3,000円、保険財政共同安定化事業交付金でございますけれども、こちらは1件当たり30万円を超える医療費が対象でございます、県の国保連合会からの交付金でございますが、こちらにつきましては減額となっております。

あと、繰入金関係でございますけれども、保険基盤安定繰入金。これは保険税の軽減分、326万5,000円の増。

そして、出産育児一時金等の繰入金としまして、出生数の減分入れますので140万円の減でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第12号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第18、議案第13号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、どうぞ。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの94ページ、95ページをお開きください。

議案第13号 介護保険特別会計補正予算（第3次）議定について、ご説明いたします。

平成25年度一宮町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,657万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,836万9,000円とする。

今回の補正は、決算見込みによります精算によるものでございます。

初めに、歳出について主なものについてご説明させていただきます。

105ページをお開きください。

105ページの下段にあります居宅介護サービス給付事業、これにつきましては、介護サービス等諸費の増加に伴いまして、2,583万9,000円の増となっております。

その次の地域密着型介護サービス給付事業につきましては、認知症グループホームの入所者が見込めないことから554万6,000円の減額となっております。

次に、施設介護サービス給付事業については、特別養護老人ホームの施設入所者及び介護療養型医療施設入所者の増加によるもので、667万3,000円の増加となっております。

それでは続きまして、107ページをごらんください。

107ページの一番最後の段になりますが、償還金、これについては前年度分の介護給付費と地域支援事業の精算に基づきまして、国、県からの超過交付分の返還分でございます。497万1,000円の返還となっております。

続きまして、次のページの109ページをごらんください。

109ページの一般会計繰入金でございますが、前年度分の介護給付費及び地域支援事業の精算に基づき、超過交付分の286万4,000円を一般会計に返還するものでございます。

続きまして歳入になります。

100ページをごらんください。

歳入の3段目になりますが、4款国庫支出金、それから5款支払基金交付金、県支出金、繰入金の増額につきましては、現年度25年度分の決算見込みから介護給付費の増に伴いまして、今回増額補正するものでございます。

その次の8款繰入金についてでございますが、こちらのほうは介護給付費繰入金が現年度分、決算見込みから差額分を増額するものでございます。

8款の繰入金の介護給付費準備基金繰入金が780万7,000円の減額であります。

9 款の繰越金、これにつきましては、前年度の繰越金が2,154万8,000円、確定したことによりまして、今回繰り入れをするものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 平成25年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第19、議案第14号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞ。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、議案つづり112ページ、113ページをお開きください。

議案第14号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

113ページでございますが、平成25年度一宮町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,855万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度最終の補正予算でございますので、精算額、決算見

込み額により計上いたしました。

それで大きく変わっているところで118ページ、119ページをお願いいたします。

1項の後期高齢者医療保険料でございますけれども、ここで特別徴収保険料、これは年金天引きによるものでございまして、こちらにつきましては534万4,000円の減でございます。

そして、普通徴収保険料、こちらにつきましては、窓口あるいは口座振替等で行うものが453万5,000円の増ということで、年金天引きから希望によっては窓口、あるいは違う口座から振りかえられるという制度に変わりましたので、このところで大きく変わっております。

ほかにつきましては、各精算額等でございますので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 平成25年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第20、議案第15号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳産業観光課長、どうぞ。

○産業観光課長（小柳一郎君） お手元の資料、124ページをお願いいたします。

議案第15号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてでございます。

125ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,175万4,000円とするということでございます。

25年度決算見込みの精算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 平成25年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案の原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） 日程第21、議案第16号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、どうぞ。

○都市環境課長（小関義明君） 議案つづりの136ページをお願いいたします。

議案第16号 町道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のように廃止するものです。

今回路線を廃止するものは4本ございます。道路の現況調査の結果、道路形態のないものや民有地で地権者から廃止してほしい旨の申し出があった路線を廃止するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第16号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第22、議案第17号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関都市環境課長、どうぞ。

○都市環境課長(小関義明君) 議案つづりの137ページ、138ページをお願いいたします。

議案第17号 町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を次のように変更するものです。

今回路線を変更するものは9本ございます。

認定時と現在の道路位置が違うもの1路線、県工事や町工事による起終点地番及び延長を変更するもの3路線、道路の一部が公衆用道路として機能していない部分について、機能している場所までの起終点地番及び延長の変更をするもの5路線でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第17号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時04分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第18号～議案第22号の上程、説明、委員会付託

○議長(森 佐衛君) 日程第23、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定について、日程第24、議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第25、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第26、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第27、議案第22号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第18号から議案第22号について、順次、提案理由の説明を求めます。

議案第18号、一般会計について、峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定について、ご説明を申し上げます。

お手元の平成26年度一宮町予算書の1ページをお開きください。

それでは1ページの第1条でございますが、平成26年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ40億9,300万円と定めるもので、前年度に比べ2億7,400万円の減少になりました。

減少の主な要因は、役場新庁舎の建設工事の終了でございます。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

最初に歳入でございますが、主なものを説明させていただきます。

1款の町税ですが、町税は13億618万5,000円を計上いたしました。

法人税において、一部の業種で業績は上向きであること、また固定資産税において震災の

影響が和らぎ、新築家屋の数や住宅が増加していることから、町税全体で前年度に比べ1,888万5,000円の増加となるものです。

続きまして、6款の地方消費税交付金でございます。

前年度に比べ1,600万円増加の1億600万円を計上しております。これは社会保障財源の安定的な確保を目的に4月1日から行われる消費税率の引き上げに伴い、市町村への配分金も増加するものです。

続きまして、10款の地方交付税は、前年度と同額の10億7,000万円を計上いたしました。

続きまして14款の国庫支出金でございますが、前年度に比べ8,953万9,000円増加の3億6,211万6,000円を計上しております。これは消費税率の引き上げに伴う負担軽減策でございますが、国の全額負担による低所得者及び子育て世帯の臨時的な給付金の支給が行われることによるものです。

続きまして15款の県支出金でございますが、前年度に比べ5,649万3,000円減少の2億5,719万3,000円を計上いたしました。これは主に千葉県緊急雇用創出臨時特例基金事業の収入が減少の要因でございます。

歳入の最後に21款の町債費でございます。新庁舎の建設工事の終了が大きな要因になり、前年度から2億7,600万円減少の2億3,720万円を計上でございます。

次に、11ページをお願いします。

歳出でございますが、主なものをご説明いたします。

2款の総務費でございますが、前年度に比べ5億4,578万9,000円減少の7億8,054万2,000円を計上いたしました。これは一宮海岸広場での遊具や芝張り整備など増加する要因もございましたが、新庁舎の建設工事の終了が大きな要因になり、総務費全体では減少するものです。

続きまして、3款の民生費でございます。前年度に比べ1億1,898万5,000円の増加の10億2,831万3,000円を計上しております。増加の主な要因は、右肩上がりで増加を続ける社会保障経費と、消費税率引き上げに伴う負担軽減策でございます低所得者及び子育て世帯への臨時的な給付金支給によるものです。

続きまして7款の土木費でございます。前年度に比べ、6,519万5,000円増加の2億4,789万3,000円を計上しております。増加の主な要因は、設置から10年以上経過した中央ポンプ場、ポンプ整備のオーバーホール事業でございます。

続きまして9款の教育費でございますが、前年度に比べ6,420万円増加の3億2,186万1,000円を計上しております。増加の主な要因は、GSSセンターと振武館で実施する屋

根などの老朽化対策事業と利用者の安全面を考慮した天井落下対策事業でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、議案第19号、国保会計についてお願いします。

牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） それでは、予算書の151ページをお願いいたします。

議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、ご説明いたします。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出それぞれ14億9,561万6,000円と定めるものでございます。前年度比3.5%の増でございます。

第2条につきましては、一時借入金、第3条につきましては、歳出予算の流用を明記してございます。

26年度予算では2,364世帯、一般被保険者4,079名、退職被保険者235名、合わせて4,314名と見込みまして、昨年の実績に基づいた数値や決算見込み額により計上いたしました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、議案第20号につきまして、介護会計、高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、予算書の191ページをごらんください。

議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、ご説明いたします。

平成26年度一宮町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億356万円と定めるものでございます。前年度に比べ、4,457万4,000円増で、4.6%の伸びとなっております。

26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度に当たり、保険料や介護保険サービス給付事業の見直しをする第6期事業計画策定経費並びに前年度実績に基づきます給付費及び介護保険予防事業、事務費等を計上してございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、議案第21号、後期会計につきまして、牧野住民課長。

○住民課長（牧野一弥君） 予算書の229ページをお開き願います。

議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、ご説明いたします。

歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出それぞれ1億2,307万4,000円と定めるも

のでございます。前年度比4.6%の増でございます。

後期につきましては、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害があり、広域連合で認められた方が対象となっており、1,796人と見込みまして、昨年の実績に基づいた数値及び決算見込み額により計上いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 次に、議案第22号、農集会計としまして、小柳産業観光課長。

○産業観光課長（小柳一郎君） お手元の資料、257ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、1億347万6,000円となっております。25年度に比べ863万8,000円の減となっております。特に大きな事業はなく、通常の適正な維持管理を考えた予算となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（森 佐衛君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第18号から議案第22号までをお手元に配付した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第18号から議案第22号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため、職員に議案付託表を朗読させます。

お願いします。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（森 佐衛君） 日程第28、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月8日と9日は、町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、3月5日、6日、7日、10日、11日の5日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認めます。よって、3月5日、6日、7日、10日、11日の5日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、3月12日の会議は、午後2時からでございます。よろしくお願いいたします。

本日は、どうも長時間ご苦労さまでした。

散会 午後 4時20分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 12 日 （ 水 ）

平成26年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成26年3月12日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	鵜沢清永	2番	鵜沢一男
3番	小安博之	4番	藤乗一由
5番	袴田忍	6番	鵜野澤一夫
7番	吉野繁徳	8番	志田延子
9番	高梨邦俊	10番	室川常夫
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	中村新一郎	14番	秋場博敏
15番	鶴岡巖	16番	森佐衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
教育長	町田義昭	総務課長	峰島清
まちづくり 推進課長	岡本和之	税務課長	渡邊幸男
住民課長	牧野一弥	福祉健康課長	高師一雄
都市環境課長	小関義明	産業観光課長	小柳一郎
保育所長	井上高子	会計管理者	森田明美
教育課長	田邊勝美		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第18号	平成26年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第19号	平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第20号	平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

- 日程第四 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第五 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 議案第 2 3 号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例について

開議 午後 2時09分

◎開議の宣告

○議長（森 佐衛君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となります。なお、この議場も本日が最後の利用となりますが、感慨深いものがございます。休会中には、各常任委員会で新年度予算について審議をしていただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森 佐衛君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第18号～議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（森 佐衛君） これより、日程に入ります。

日程第1、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第22号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託してございます。これより、各常任委員会の報告を求めます。最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、高梨邦俊君。どうぞ。

○総務文教常任委員長（高梨邦俊君） それでは、総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち、1款議会費、2款総務費の一部、3款民生費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月5日、11日、12日に町長及び副町長、関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長、高梨邦俊、副委員長、島崎保幸、委員、鶴岡 巖、委員、秦 重悦、委員、鶴野澤一夫、委員、藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、教育課、井手主査補です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに、一宮小学校図書室を視察し、エアコン設置の目的については、環境整備されることにより夏季利用の促進になるとの説明を受けました。あわせて、東浪見小学校図書室にもエアコンを設置することから、小・中学校3校全ての図書室にエアコンが設置されるとの説明を受けました。

次に、振武館を視察し、建設後30年を経過したことによる経年劣化により雨漏りが至るところで発生しており、抜本的解決を図るための屋上防水工事の実施や、また、道場の天井耐震診断の結果、耐震性に問題ありとの診断結果を受けたことにより、天井改修工事を行うとの説明を受けました。

最後に、G S Sセンターを視察し、建設後27年を経過したことによる経年劣化により雨漏りが至るところで発生しており、屋根の補修及び全面塗装工事の実施や、また、天井は建築基準法上、吊り天井が損傷することによる落下防止対策を行う必要があるとのことから、ネット設置工事を行うとの説明を受けました。

午前9時56分からは、付託された議案審査に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成26年度予算案の一般会計総額は40億9,300万円で、前年度に対し2億7,400万円の減となっております。これは社会保障費の増加のほか、体育施設の天井落下対策事業や老朽化に伴う公共施設の改修など増加要因はあるものの、新庁舎本体建設工事が終了したことが予算規模が縮小した主な要因であるとの説明がありました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入のうち、法人税、固定資産税、軽自動車税、入湯税は増額となり、町民税、たばこ税、鉦産税は減額となります。町税全体では13億618万5,000円となり、1,888万5,000円の増額となります。

地方交付税は、国から市町村へ配分される交付総額が1%減と横ばいであり、町の基準財政需要額などにも大きな増減要因がありませんので、前年度同額の10億7,000万円の計上となっております。

国庫支出金については、民生費国庫負担金が障害者自立支援事業、特に、ヘルパー派遣な

どの介護給付や社会復帰に向けた訓練給付などの利用が増加していることにより2,270万1,000円増となり、2億5,466万8,000円を見込んでいます。

県補助金については、商工費県補助金が、主に観光案内の臨時職員雇い上げや固定資産税の資料整備委託に活用しました緊急雇用創出臨時特例基金事業が終了することにより、8,936万8,000円減の322万円を見込んでいます。

最後に、財政調整基金繰入金については、昨年度に引き続き、財源不足を補うために2億5,000万円の繰り入れを行います。

次に歳出ですが、総務費関係の主なものは、総務管理費として一宮町例規集データ化業務委託料248万4,000円、個別受信機購入費として308万9,000円、選挙費として千葉県議会議員選挙費210万6,000円、町議会議員選挙費645万1,000円、まちづくり推進費として一宮海岸広場整備工事3,000万円、新庁舎建設費として旧庁舎解体工事及び新庁舎外構工事など1億2,230万7,000円が予定されています。

教育費関係は、東浪見小学校図書室エアコン設置工事235万1,000円、一宮小学校図書室エアコン設置工事332万9,000円、振武館は屋上防水工事及び天井落下対策工事とあわせて2,903万1,000円、G S Sセンターは天井落下安全対策工事及び屋根改修工事とあわせて1,559万6,000円などです。

公債費については、739万6,000円の増額で3億7,392万8,000円となります。増加の主な要因は、平成22年度に借り入れした臨時財政対策債の元金償還が始まるもので、今後、平成28年度、29年度の3億8,000万円台の公債費ピークに向かって増加が見込まれております。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

今までいなかった産業医を設置しなければいけない理由と業務内容はこういったものになるのかという質問に対しては、以前から労働安全衛生法に基づき産業医の設置が義務づけられた事業所の規模ではありましたが、対応ができており、近年、心の問題を抱える職員も増加傾向にあることから、産業医を設置し、また、業務内容については、健康診断で異常のあった職員やメンタル的に悩みを抱えている職員に対し、助言や指導をお願いする予定ですとの答弁がありました。

町ホームページの更新は誰が行い、その頻度はどの程度行っているのかという質問に対しては、内容更新は各課の情報担当者が行っており、頻度については、必要に応じ随時行っていますとの答弁がありました。

例規集データ化業務委託で、例規集閲覧用タブレット20台が予算計上されているが、何年

くらいの利用を考えているのかという質問に対しては、まだ具体的には決めておりませんが、3年から4年程度の利用を検討しており、経費については、現行の例規集単行本方式では年間60万円の印刷費がかかっており、タブレットにした場合には初期導入経費の110万円だけの負担になりますので、財政的にも負担軽減を図ることができますとの答弁がありました。

まちづくり町民提案事業の中で、一宮海岸広場において道の駅実証実験として、渚のファーマーズマーケットが定期的で開催されているが、道の駅というと1年通して物を売らなくてはならないが、道の駅を前提とした取り組みなのかという質問に対しては、渚のファーマーズマーケットを運営している人たちは施設園芸や梨農家の方たちなので、1年間を通しての取り組みは難しいと思うが、夏場に7回から8回実施しており、その結果を踏まえて道の駅を検討してまいりますとの答弁がありました。

現在の一宮いっちゃんでは必ず付き添いが必要なため、1人で動けるよう改良してほしいという質問に対しては、今の一宮いっちゃんでは足元が見えづらいとの話もあるので、改良について検討してまいりますとの答弁がありました。

放課後児童健全育成事業の委託料1,672万3,000円の内容はどういったものかという質問に対しては、委託料の大半は指導員の人件費となっており、平成26年度は、一宮学童保育わんぱくクラブの振武館分室の開設に伴い、指導員の配置がふえることから、委託料は増額になりますとの答弁がありました。

GSSセンターや振武館は雨漏りがひどい状況であるが、今までどうして大規模修理を行わなかったのかという質問に対しては、今までは部分補修で対応してきましたが、今後は定期的に建物の状態などを確認し、必要な予算要望を行い、適正な管理をしてまいりますとの答弁がありました。

振武館駐車場は砂利の駐車場のため、でこぼこで水たまりもあり、今後、一宮学童保育わんぱくクラブ開設により利用者の増加も見込まれる中、対応についてはどのように考えているかという質問に対しては、振武館駐車場の利用状況を見て、舗装するよう検討してまいりますとの答弁がありました。

平成26年度から実施されるコンビニ収納により未納者への徴収メリットはあるのか、また、コンビニ収納は他町村で納めることができるのかという質問に対しては、納付環境が向上したことにより、納税者にとって利便性がよくなるものではあるが、実施中の市町村から徴収率が上がるものではないと聞いており、また、コンビニ収納により、全国のコンビニエンスストアで納付することができますとの答弁がありました。

入湯税について、観光事業だけに限定して使うことはできないのか、ホテル側にどのようなメリットがあり、徴収した入湯税が全て町への入金となるのかという質問に対しては、入湯税の使途については、納涼花火大会事業と海水浴場開設事業に使用すると明確にしていること、また、ホテル側のメリットについては、温泉の名称を使用できて温泉があるとアピールできること、入湯税は、1人150円を浴場の経営者が入浴者から徴収し、全額が町へ納入となりますとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告します。

南消防署の老朽化は著しく、町民の安全確保のためにも一日も早い整備について要望したところ、平成25年10月21日に行われた広域管理者会議において、一刻も早い建てかえを要望し、消防本部でも適正な消防力の配置を構築するため調査・検討し、28年度から計画的に各消防署の整備を進めるとのことですので、今後も引き続き、南消防署の整備について、一刻も早い着手になるよう要望してまいりますとの答弁があり、了としました。

また、玉前神社社殿改修工事の現況、進捗状況、今後のスケジュールなどを玉前神社から町民へ説明することについて要望したところ、玉前神社より、平成の大修理報告として、平成25年11月13日に読売、朝日、毎日の各新聞折り込みにて決算、工事概要、今後の改修予定の報告をしましたとの答弁があり、了としました。

最後に、要望事項を申し上げます。

1、振武館駐車場については、一宮学童保育わんぱくクラブ開設に伴い施設利用増加も見込まれるため、駐車場の舗装整備を要望する。

2、施設改修については、大がかりな修繕になる前に、定期的に巡回し、修繕箇所の早期発見修繕を心がけるよう要望する。

3、長生第2排水機場付近では道路冠水もしており、大変危険であるため、防災上からも長生第2排水機場ポンプの排水能力アップを検討するよう要望する。

4、一宮いっちゃんは無効に活用されているが、付き添いが必要であり不便であることから、動きやすくなるよう改善することを要望する。

なお、附帯事項といたしまして2点ございます。

1つは、公民館の耐震対策とその後の使用の具体的計画が決まるまで教育課の保健センター移転は中止すること。

2つ目は、保健センターの使用について再度調査確認を行うこと。

以上、遅くとも6月までに総務文教常任委員会に詳細な報告を行うことを附帯事項といた

します。

以上の質疑、附帯事項を踏まえ、討論、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教常任委員会の報告を終わりといたします。

平成26年3月12日。

総務文教常任委員会委員長、高梨邦俊。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、吉野繁徳君。どうぞお願いします。

○経済常任委員長（吉野繁徳君） 経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月4日の本会議におきまして審査を付託されました議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第22号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月5日午前9時25分から委員会を開会いたしました。

出席委員は、私、委員長、吉野繁徳、副委員長、鶴沢一男、委員、森 佐衛、委員、小安博之、委員、鶴沢清永の5名です。なお、本委員会の書記は、産業観光課副主査、中村悠二です。

初めに、各担当課の案内により、有害鳥獣対策事業、一宮町東部土地改良区補助金の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時35分より、一宮町中央公民館和室におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億1,379万3,000円の予算で、昨年よりも418万2,000円の減となっております。主な歳出といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金で8,542万円となっております。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は3,031万6,000円の予算で、昨年よりも1,514万2,000円の増となっております。これは、「輝け!ちばの園芸」産地整備支援事業補助金の件数が大幅にふえたことによるものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は846万6,000円の予算で、昨年より398万円

の増となっております。商店活性化事業補助金310万円は、消費税増税による地域経済の需要の平準化を図ることを目的に地域振興券を発行するものです。

7款土木費、4項都市計画費、2目都市下水路費は7,063万8,000円の予算で、昨年より6,024万円の増となっております。主な歳出といたしましては、中央ポンプ場NO.4ポンプ10年点検業務委託料5,950万3,000円です。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件につきまして回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

平成25年1月に一宮町有害鳥獣対策協議会が設立されましたが、今後の活動内容とその効果についての報告をとの要望に対し、平成25年度につきましては、圃場への動物の侵入を防止するため、9区-2の農家組合に電気柵を9,450メートル貸し出したしました。また、同じ9区-2地区にイノシシ用箱わなを現在3基設置しており、平成26年2月12日にイノシシを1頭捕獲しております。なお、本年度は5軒の農家で箱わなの免許を受験しています。

効果についてですが、みずからの土地等をみずからが守る取り組みについて、広く住民の皆様にご理解していただく必要があります。今後、事業の検証が必要であるとともに、長期にわたる対策が必要と考えられますとの答弁がございました。

続きまして、産業観光課への1人増員は認めましたが、事業遂行に当たり、兼務でなく商工観光グループとしての職員の体制をとの要望に対し、商工観光グループの職員体制につきましては、課全体の職員数は平成24年度及び25年度とも10人で増減はありませんでしたが、課内の配置調整により、商工観光グループの兼務体制の見直しを図りました。具体的な内容といたしましては、昨年、農業委員会局長であった主幹を局長の兼務を解き、商工観光グループに配置いたしました。これにより本年度の商工観光グループの職員配置は、主幹、グループ長、グループ員の3人体制へと見直しを図ったところであります。なお、主幹が兼務していた農業委員会局長については、課長が兼務することといたしましたとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、都市環境課関係について申し上げます。

町道1-7号線道路改修工事について、一宮苑より先、東への工事は実現性があるのかとの質疑に対し、全長1.2キロメートルあり、およそ半分で1工区、2工区に分けています。西側の1工区については順調に進んでおりますが、東側の2工区については家屋などが多いため、難航することが予想されますが、粘り強く用地交渉を進めてまいりますとの答弁がありました。

準用河川南川尻川の河口付近の整備に伴う予算の計上がない。また、河床に堆積している土砂のしゅんせつにかかる予算の計上がないが、その説明をとの質疑に対し、河口付近の津波対策は、現在、県と調整を図っております。内容といたしましては、町単独での実施になるのか、県で補助制度をつくっていただけるのかということです。なお、河床の堆積土のしゅんせつはこの3月中に実施しますとの答弁がありました。

次に、農業委員会関係では、説明後、特に質疑はございませんでした。

次に、産業観光課関係では、かずさ有機センター負担金について、毎年多額の負担金を出している中で、どのようにセンター運営の改善をしていこうと考えているのかとの質疑に対し、現在、協議会では、センターの利益を上げるため、都内の市民農園利用者に袋詰めの堆肥を直接売り込みに行くなどし、売り上げを伸ばしていくことを考えています。これは、5キログラム詰めの堆肥を1袋420円で大量に販売できれば利益が見込めるという計算ですとの答弁がありました。

このほか一般会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号の一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億347万6,000円であり、対前年比863万8,000円の減となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

農業集落排水施設の修繕計画及び施設の大規模な修繕が発生した場合の予算としての積み立て等はどのようになっているのかとの質疑に対し、平成25年度に3施設の機能診断を行ったところであり、平成26年度に計画を立てる予定です。また予算については、3,000万円程の積立金がありますが、今後、補助事業も視野に入れて検討していきますとの答弁がありました。

次に、審査の過程で2点要望事項がありましたので、申し上げます。

- 1、準用河川南川尻川河口付近の津波対策として早期整備を要望する。
- 2、農業集落排水事業北部地区における未接続世帯の接続促進及び農業集落排水施設の修繕計画策定とこの予算について具体的な検討を要望いたします。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成26年3月12日。

経済常任委員会委員長、吉野繁徳。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

以上でございます。

○議長（森 佐衛君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、中村新一郎君。どうぞ。

○厚生常任委員長（中村新一郎君） それでは、厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、4日の議会において審査を付託されました議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部及び議案第19号から議案第21号について、5日午前9時20分に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、一宮町立東浪見保育所とサービス付高齢者向け住宅あすなろの家の現場踏査を行い、午前10時30分より一宮町中央公民館講義室において、関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長、中村新一郎、副委員長、志田延子、委員、秋場博敏、室川常夫、袴田 忍の5名です。書記は、福祉健康課主査補、横山千尋です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額4,416万5,000円で、昨年より263万9,000円の増となっております。主なものは、4名分の一般職員人件費と、住民基本台帳及び平成22年度から電算化されています戸籍システムの借上料です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

住民基本台帳カードの普及率はどのくらいですかとの質疑に対し、25年度の発行枚数は42枚で、現在有効枚数は491枚です。この時期、確定申告をe-TAX利用する為の発行や、高齢になり運転免許証を返納された方の身分証明書として発行していますとの答弁がありました。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は5,753万1,000円の予算額で、昨年より27万2,000円の減となっております。主なものは人件費と各種団体の補助金です。社会福祉協議会補助金の増につきましては、新にここサービスに使用している車両の老朽化に伴い、購入経費が増額となっております。

障害福祉費は2億3,480万8,000円の予算額で、昨年よりも5,091万4,000円の増となっております。

ります。主なものとして、介護給付事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者医療給付事業の扶助費によるものです。なお、福祉サービスの利用ニーズの増加に伴い、介護給付事業費が増額となっております。

老人福祉費は2,194万6,000円の予算額で、昨年より124万5,000円の減となっております。内容は、老人ホーム入所措置委託料、外出支援事業委託料などです。

国民年金事務費については484万8,000円の予算額で、人件費389万3,000円と国民年金事務運営費95万5,000円です。

後期高齢者医療費につきましては1億1,684万2,000円で、昨年より800万9,000円の減となっております。主な減額の内容は、定率市町村負担金の減額によるものです。

臨時福祉給付金給付事業費ですが、新規事業として、国が消費税の引き上げの影響を考慮し、低所得者に臨時的に給付金を支給するもので、事務運営費と合わせ5,169万9,000円の予算額であり、全額国からの補助金です。

児童福祉総務費は1億5,455万5,000円の予算額で、昨年より194万1,000円の減となっております。主なものとして、保育所職員の人件費のほか、子育て支援事業として、愛光保育園が実施している地域子育て支援拠点事業を補助するもので、555万9,000円計上していますが、町の支出に対し県より2の1補助があります。また、子ども・子育て支援対策事業として、現在の子育て支援計画である次世代育成支援対策地域行動計画が26年度で終了することにより、次の子育て支援計画を策定します。

児童措置費は1億9,933万1,000円の予算額で、昨年より175万4,000円の減となっております。主な内容として、児童手当支給の扶助費が1億9,626万円となっております。

児童福祉施設費は1億6,819万5,000円の予算で、昨年より1,600万8,000円の増となっております。主な内容は、保育所運営費の非常勤保育士等の人件費です。増額の内容は、保育士1名分増と今年度新規に看護師1名を配置いたします。

子育て世帯臨時特例給付金事業費ですが、臨時福祉給付金と同様に新規事業として、消費税引き上げの子育て世帯への影響緩和の目的として支給する事業であり、事務運営費と合わせて1,724万3,000円の予算額であり、全額国からの補助金です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

非常勤保育士が多いと思いますが、正保育士は何名ですかとの質疑に対し、3保育所で19名です。なお、一宮保育所では乳児をお預かりしているため、非常勤保育士を多く配置していますとの答弁がありました。

今後、民間で保育所運営した場合に正保育士の身分保障はどうなりますかとの質疑に対し、民間委託した場合でも身分保障されると聞いていますとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は2億7,417万2,000円の予算額で、昨年より1,175万5,000円の減になっております。主なものは、福祉健康課職員7名の人件費等が計上されており、長生郡市広域市町村圏組合負担金が特に大きな予算となっています。減額の主な内容は、九十九里地域水道企業団負担金と出資金です。これは、企業団が水資源機構への元利償還金を繰り上げて償還することとなったためのものです。

予備費は8,572万3,000円の予算額で、昨年より634万7,000円の減となっております。主なものは、各種健診事業、予防接種事業、母子保健事業の予算です。減額の主な内容は、子宮頸がんワクチン接種と小児の予防接種の対象者の減であります。

医療対策費は3,892万3,000円の予算額で、昨年より171万5,000円の減となっております。

子ども医療費助成事業ですが、医療機関でかかった保険診療による一部を助成するもので、県の補助対象となっております。県の助成対象は、小学校3年生までの医療費及び小学4年生から中学3年生の入院医療費ですが、町では独自に助成年齢を拡大し、今年度から高校3年生までの医療費を助成し、保護者の負担軽減及び子育て支援体制の充実を図ります。

保健センター費は1,490万1,000円の予算額で、昨年より847万1,000円の増となっております。主な内容として、保健センター3階多目的室に教育課が移動するに当たり、電気設備改修工事や事務室用備品購入費となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

委員外質問の中で、教育課が保健センターに移動することに伴い備品購入費が計上されているが、ほかと比べて高いのではないかとの質疑に対し、備品購入費には、保健センター1階の福祉健康課及び教育長室、教育課の机、椅子、教育課の書棚、カウンターの設置費用が含まれていますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は14億9,561万6,000円で、昨年度と比較し5,056万9,000円の増となっております。これは2,364世帯、4,314人の被保険者を見込んでおり、昨年の実績に基づいた数値や

決算見込み額で計上しております。近年、少子高齢化の進展により、国民健康保険加入者も高齢者や低所得者層がふえ、厳しい財政状況であります。しかし、人間ドックや脳ドック事業により、早期発見、早期治療を行うなど、また、特定健康診査においても検査項目をふやし、特定保健指導を行い、医療費削減に向け保健事業の充実を図ります。なお、今後も医療費の推移を見ながら、収納率向上を図り、保険財政の健全な運営に努めてまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

法改正により軽減世帯がふえるというが、どのような内容かとの質疑に対し、7割軽減措置については現状のままで、5割軽減、2割軽減の基準については見直すということで、今まで5割軽減は単身者では対象でなかったが、今回の改正で単身者も対象になります。また、2割軽減についても、基礎控除に加算される軽減基準額が35万円から45万円に引き上げられるため、軽減対象者がふえることになりまるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億356万円であり、昨年度と比較し4,457万4,000円の増となっております。保険給付費が9億2,949万円で全体の92.6%を占めております。新規事業としまして、第6期介護保険事業計画を策定します。また、高齢者人口及び介護認定者の増加に伴い、在宅サービスなどの給付費の増加が予測されますが、介護予防として昨年より実施している重度化防止対策事業を、地域へ出向き多くの地区で開催するよう積極的に努めてまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

町長の施政方針の中でも、介護重度化防止事業が好評で力を入れていくとのことだが、具体的な内容の説明をとの質疑に対し、今年度までに県で実施された専門講習を受けた推進員が中心になって、身近な集会所等で体操を一緒に行ったり、おしゃべりに参加してもらっております。身近なところで開催し、閉じこもりにならないように外に出て体操を行ったりしています。現在、東浪見地区ではまだ開催していないので、出張予防教室を実施していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

今回、第6期事業計画を策定する中で、国が定めた介護予防給付から市町村が地域の実情に応じて支援する地域支援事業に移行することによって、国とすれば経費の削減ができるということか。また、第6期事業計画の3カ年のうちに地域支援事業に移行すればよいということかとの質疑に対し、経費削減につきましては、県の説明会では特に強調していません。

また、国が定める介護予防給付から市町村が地域の実情に応じ支援する地域支援事業への移行につきましては、平成29年度末までにとの回答であります。今後、会議等で具体的な内容を示されましては、近隣の状況も把握しながら検討していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は1億2,307万4,000円となっており、昨年度と比較し545万1,000円の増でございます。75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっており、1,796人と見込んで所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、職員2名分の人件費と、運営事務費及び賦課徴収事務費を合わせ1,458万7,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億727万6,000円で、歳出予算全体の87.2%を占めており、それを広域連合に納めるものでございます。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっており、7,867万4,000円と予算全体の63.9%を占めております。

繰入金の4,439万2,000円ですが、事務費及び保険基盤安定拠出金の負担金として一般会計から繰り入れるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

保険料の徴収ですが、特別徴収の収納見込みは100%であるが、普通徴収の収納見込みはどのくらいですかとの質疑に対し、普通徴収の収納見込みも100%ですとの答弁がありました。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生常任委員会報告を終わります。

平成26年3月12日。

厚生常任委員会委員長、中村新一郎。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

○議長（森 佐衛君） ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告は終わりました。

これより、各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うために、質疑については、議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論及び採決は、議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

○議長（森 佐衛君） 秋場博敏君。どうぞ。

○14番（秋場博敏君） 議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定に対する反対討論を行います。

新年度予算は、一般質問でも指摘したとおり、アベノミクス経済政策の影響下、円安、生活関連商品、公共料金など諸物価が軒並み高騰する中、働く人々の賃金は下がり続け、年金も下がり、医療など社会保障関連経費は上がるなど、暮らしづらくなっています。4月からは追い討ちをかけるように消費税が8%に。まさに最悪の大衆課税が実行されます。この状況下では町民の暮らしを守る予算が強く求められております。

本予算を検討する中で、町民サービス向上の点から評価できる点として、4月よりの高校3年生までの医療費助成実施や、予防医療面での土曜日の特定健康診査の実施、介護予防事業の推進など挙げられます。また、交通事故防止のため、学校関係者での通学路の点検、改善確認をして交通安全施設整備を図る点や、東浪見小、一宮小図書室へのエアコン設置などは、児童・生徒の安全、学習環境改善策として待たれていたものであります。

さらなる要望、改善を求める点として、国保事業を社会保障と位置づけ、法定外繰り入れをしても税の引き下げを図ること。町施設使用料は町民サービス料であり、町は消費税課税事業者でないのだから、国からの指導があったとしても料金の上乗せ値上げはすべきではありません。町には地方消費税交付金が交付されており、経費に係る消費税増税分は補填される仕組みになっております。

17区公園整備は長年の地元要望であり、調査費や概算予算など工夫してでも計上すべきで

あります。

農業分野では、近年老朽化が進んでいる農業用ため池や水路整備は、国所有が町に移管され、土地改良はその管理を委託されている関係からして、老朽化対策等は町が事業主体で行うべきものであります。

小・中学校へのエアコン設置は、最近の夏の異常気象、猛暑傾向から、年次計画で順次整備すべきであります。

最後に、最近の町政運営について一言申し上げます。

昨年の海岸有料駐車場試行事業の進め方の問題、当初予算審議では話題に上っていなかった問題が、2カ月程度で臨時議会まで開いて条例化し、7月実施とか。職員幹部研修をめぐり、保健センターの利用をめぐり、庁舎建設検討委員会での説明と今回教育委員会事務室を置くに当たっての説明問題、この食い違い等、どこから発生するのか検証が必要であります。

当初予算で必要予算は極力計上し、補正予算は緊急、臨時的対応のみにするなどの予算編成姿勢が必要ではないでしょうか。

以上、議会軽視ともとれる町政運営や町民要望を含め、大いに改善を求めて反対をいたします。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。

2番、鵜沢一男君。どうぞ。

○2番（鵜沢一男君） 平成26年度の一般会計予算案について、私は賛成の立場から討論を申し上げます。

国内における経済情勢は、第2次安倍内閣による、いわゆるアベノミクスのほか、2020年東京オリンピックの開催決定など、さまざまな要因から徐々に円高是正、株価上昇といった経済への波及効果があらわれております。しかし、地方財政は依然として好転には至らず、我が町でも予算編成には大変な苦労があったと推察をいたします。

最初に、予算規模を見ますと、40億9,300万円の計上であり、前年度に比べ2億7,400万円減少しております。これは消極的な予算を編成したのではなく、新庁舎建設工事の終了が大きな要因になり、減少になったと考えます。

歳入については、収入の根幹をなす町税と地方交付税は前年度並みに的確に計上され、肥大化する社会保障費や老朽化した各種施設の改修費で陥った財源不足には、財政調整基金を取り崩すなど、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮されております。

一方歳出については、新庁舎外構整備費や旧庁舎解体経費を初め、高校3年生まで対象を拡げる医療費助成事業、子供たちの学習環境を整えるため小学校図書室へのエアコン設置事業、消費税増税に伴う駆け込み需要による反動減の対策として行う地域振興券など、数多くの事業、施策が盛り込まれておりまして、きめ細かな予算であると考えます。

限られた財源を有効かつ効果的に活用し、住民サービスの向上に努めた予算であると考え、賛成するものです。

以上であります。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第18号 平成26年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、反対の立場で討論します。

国保会計の構造的問題として、一般質問でも指摘しましたが、ほかの健康保険組合や共済健康保険組合と比較しても、財政的な基盤が低いことは誰が見てもはっきりとしております。それだけに国庫負担増なしには成り立たない不公平な健康保険であります。この間、国庫負担は減り続け、今では全体の23.13%しか支出されないため、保険税の支払いで加入者が苦しんでいる、この現状打開がまず第一であります。

予防医療の点では、特定健診・保健指導の中で、生活習慣病予防と早期発見のため、貧血検査や腎臓の機能低下をチェックする血清クレアチニン検査、新たに尿酸検査を追加するな

ど努力の跡も見られます。

いずれにしても、今、町に求められていることは、国・県補助の増額を要請するとともに、社会保障の観点に立って、法定外繰り入れをしても保険税負担を減らす努力をすべきであります。

この点での改善を強く求め、反対します。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。

8番、志田延子君、どうぞ。

○8番（志田延子君） 私は、国民健康保険特別会計、本案に賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険特別会計は、被保険者の相互扶助によって賄われる医療保険制度として、地域医療の確立と住民の健康維持・増進に大きく貢献しているところであります。国民健康保険の加入状況は、単身世帯の増加等により、町のほぼ半分が国保加入世帯となっております。

財政状況ですが、加入者に高齢者や低所得者層の増加等大変厳しい状況にあります。また、インフルエンザの流行や高額医療患者の増加等の中で、少子高齢化や疾病構造による医療費対策を見据えた予算となっております。中でも人間ドック、脳ドックの助成、特定健康診査における追加項目の充実など、保健事業費において今後の医療費削減に向けた内容となっております。

本予算は、事業の現状を踏まえ、被保険者の健康を守り、安心して医療を受けられるよう計上されており、厳しい財政状況の中での健全なる予算と判断し、賛成いたします。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第19号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

介護保険は、介護を社会全体で支える制度としてスタートしました。しかし、昨年暮れの国会では、軽度の要支援者を介護保険から外し、町の地域支援事業に移行させることが決まりました。そのため、サービスの低下が心配されるなど難しい運営が迫られております。

一方、特養待機者の実態は、団塊世代の加入で一層の悪化が懸念される中で、早急な特養の建設が求められています。今年度の介護保険事業計画作成委員会では、特養の施設建設や地域支援事業の移行によるサービスの低下を食いとめる課題や、支払い限度額を超える介護保険料軽減の課題が託されています。

今まで以上に町は高齢者の声に寄り添い、これから策定の準備が具体化される第6期介護保険事業計画へ反映し、改善されるよう求め、本予算案に反対します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。

5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番（袴田 忍君） 私は、平成26年度一宮町介護保険特別会計予算に賛成の立場から討論いたします。

新年度予算は、第5期介護保険事業計画を踏まえ、過去の実績に基づく保険給付費、介護予防事業である地域支援事業の事業費を見込んで作成されており、歳入も歳出も厳しく検討された適切な予算であると私は判断いたします。

平成23年度から、昭和21年生まれのいわゆる団塊世代の方々が被保険者となり、数年の間に被保険者は急増し、要介護認定者数も増加してまいりました。今後、寝たきりや認知症の高齢者がふえることも見込まれます。また、介護期間の長期化や介護する家族の高齢化など、家族による介護は十分な対応が困難となることも考えられます。

こうした中、新年度予算では、できるだけ介護認定とならないよう、町では出張介護予防教室を充実させるなど、高齢者がいきいきと暮らしていくための介護予防事業が計画されています。介護保険事業は、介護を必要とする高齢者に適正な介護サービスを提供し、安心し

て暮らしていけるようにするための事業であり、予算も適切なものと判断されることから、本予算に私は賛成します。

以上です。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第20号 平成26年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番（鶴岡 巖君） 私は、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療特別会計は、県内の全ての市町村が加入し、都道府県ごとにひとつの広域連合を作り運営するという仕組みであります。町は、その保険料徴収事務だけを受け持つ会計となっています。そのため、本制度は、高齢者の声が直接届かないなど大きな問題があります。

千葉県広域連合は、この2月に保険料を平均1,064円値上げし、6万7,464円としました。しかし、保険料を支払う後期高齢者に見れば、毎年減らされる年金からの天引きとなり、4月には消費税も上がる中、高齢者は声を出す場がありません。

町は、高齢者の暮らしに寄り添う最大限の努力をすべきであります。そして、保険料を支払う高齢者の立場に立ち、何が大切なのか、何が問題なのかを自問自答する行政の姿勢を求め、反対したいと思います。

以上です。

○議長（森 佐衛君） 賛成討論。

10番、室川常夫君、どうぞ。

○10番（室川常夫君） 私は、後期高齢者医療特別会計に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するため平成20年度より施行され、被保険者に制度の理解が得られてきたところであり、高齢者の医療を国民全体で支えていくということで、現役世代と高齢者が共に支え合い医療を保障しております。

現在、基本健診の質の向上や人間ドックの助成もされ、順調に運営されております。しかし、75歳で制度が区分されること等に対する国民の十分な理解が得られなかったことなど、さまざまな問題を抱える中、国では、後期高齢者医療制度を存続する方針で検討が行われています。本会計は、法律に基づき町が行うべき業務に関連した予算を経理するための特別会計であり、被保険者の健康を守り、安心して医療が受けられるよう計上されており、よって本案に賛成するものです。

○議長（森 佐衛君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第21号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 佐衛君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第22号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第22号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は、原案可決であります。本案を委員会報告のとおり

決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、議案第23号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、どうぞ。

○総務課長(峰島 清君) 議案第23号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、新庁舎が完成し、これまで以上に住民サービスの向上が求められ、住民にわかりやすく迅速に対応できるよう、これまで課をまたがって業務が関連している課につきましては統合し、わかりやすい課の名称や、手続等がワンフロアで済むように配慮しました。

また、定員管理適正化策定業務の結果及び近年の住民ニーズの多様化と地方分権改革も踏まえ、町長部局の8課を6課にするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

畑場博敏君、どうぞ。

○14番(畑場博敏君) 8課から6課にするということで、機能が充実するというふうを受け取るわけなんですけれども、職員の過重負担の問題等についてはどのように検討されたのか。例えば、事業課については、これまでそれだけでなくいろんな事業量の多いところが、さらに一つになるということで、その辺、課長一人が全部を見るというのは、はっきり言って無理だと思います。そういうときに、今までで言えばグループ長がそれぞれ責任を持つ形になると思いますけれども、その辺での過重負担とか、そういうことについての検討をされているのかどうか、お願いします。

○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。

総務課長、どうぞ。

○総務課長（峰島 清君） 過重負担ということでございますけれども、課長が今回減るわけ
でございますが、その分、主幹をつける予定でおります。あとは、一般の職員につきまして
は今までどおりになります。過重負担は、多分、課長の分は主幹が負担するというような
形になると思います。

○議長（森 佐衛君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第6、議案第23号 一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例についてを
採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 佐衛君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（森 佐衛君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第1回一宮町議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年 月 日

一宮町議会議長

〃 議員

〃 議員